

日野町一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

日 野 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画対象の廃棄物	3
第2章 地域特性	4
1. 位置・面積・地勢	4
2. 気象	5
3. 人口	6
4. 土地利用状況・交通	6
5. 観光・産業	7
第3章 ごみ処理基本計画	8
1. ごみ処理の現状と課題	8
2. ごみ処理の目標	19
3. 計画の体系	36
4. 具体的な施策	37
第4章 計画の進行管理	44
巻末資料1 ごみ排出量の実績値と将来推計値	資料-1

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

我が国では、廃棄物の排出抑制と再利用等の促進のため、平成12年6月に「循環型社会形成推進法」が制定されました。それ以降で「小型家電リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、近年では「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環法」が制定され、20世紀の大量生産、大量消費型の社会から循環型社会の形成に向けた整備が進められています。

また、平成27年9月の国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、廃棄物関係では、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することとされています。

日野町(以下「本町」とでいいます。)では、これまで、ごみの減量化・資源化、ごみの適正処理に関する取組みを推進してきましたが、より一層の取組みが求められています。また、本町が含まれる鳥取県西部圏域(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の2市6町1村。以下「西部圏域」といいます。)では、ごみ処理施設の集約化の検討が進められています。

このような社会情勢を踏まえ、本町は、中長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会の実現を図ることを目的として、日野町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」といいます。)を策定するものとなりました。

図表1-1 持続可能な開発目標(SDGs)

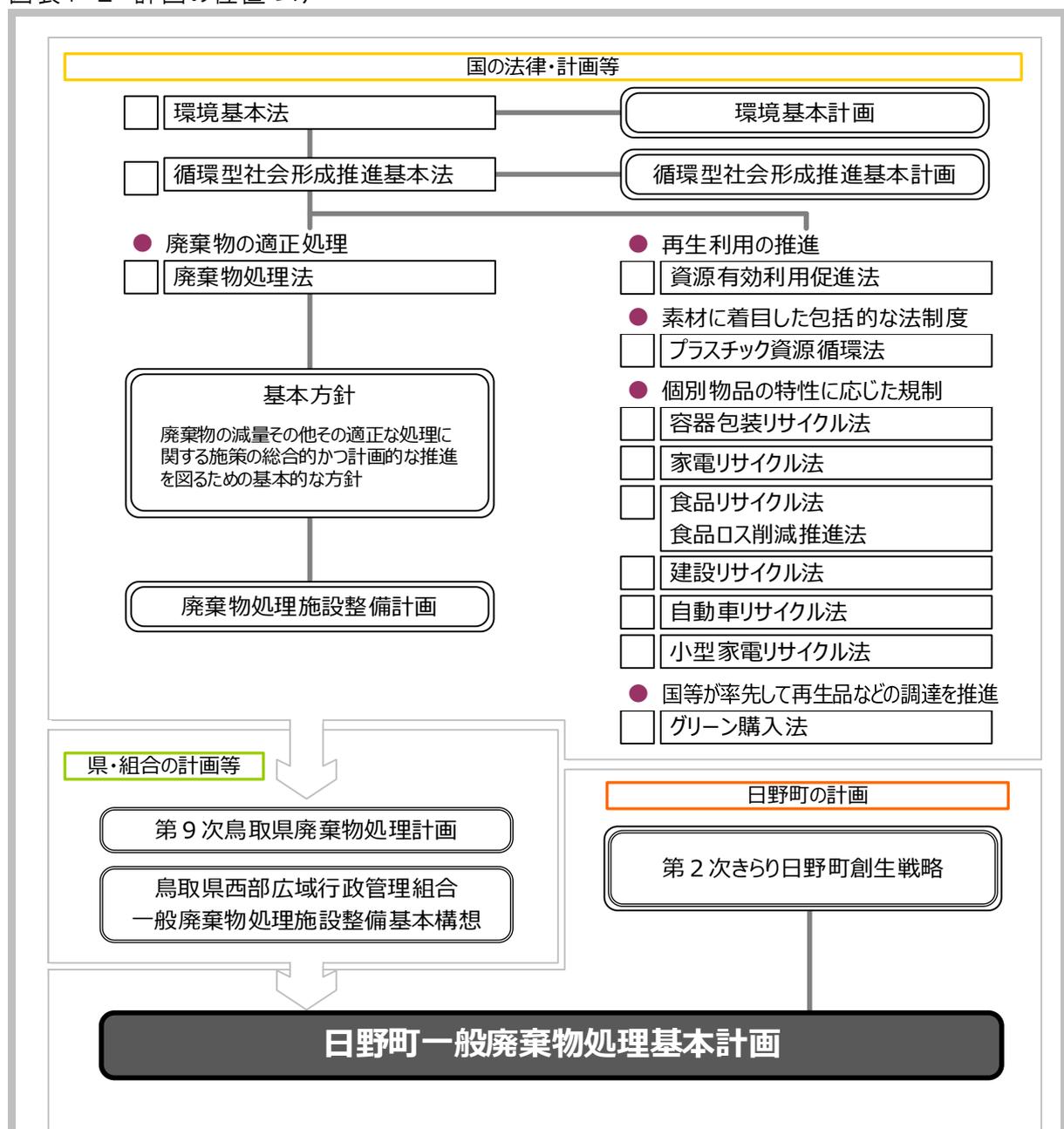


2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づき、市町村において策定が義務付けられている計画で、長期的・総合的な視点で本町から排出されるごみを適正に処理するための方針や施策を示したものです。

国の法律・計画、県の計画、鳥取県西部広域行政管理組合の基本構想及び本町の関連計画との調整を図っています。

図表1-2 計画の位置づけ

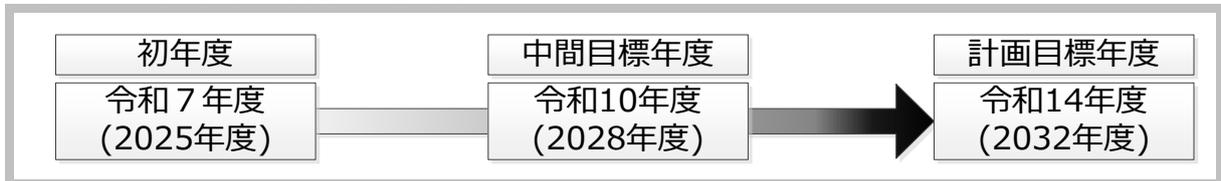


※鳥取県西部広域行政管理組合：西部圏域により組織された特別地方公共団体で、経済的、事務的効率の観点から、各市町村が単独で行うより広域的に処理することが適当と思われる事務を行っている組織。

3. 計画の期間

本計画は、図表1-3に示すとおり、令和7年度を初年度とし、令和10年度に中間見直しを行い、令和14年度を目標年度とする計画です。

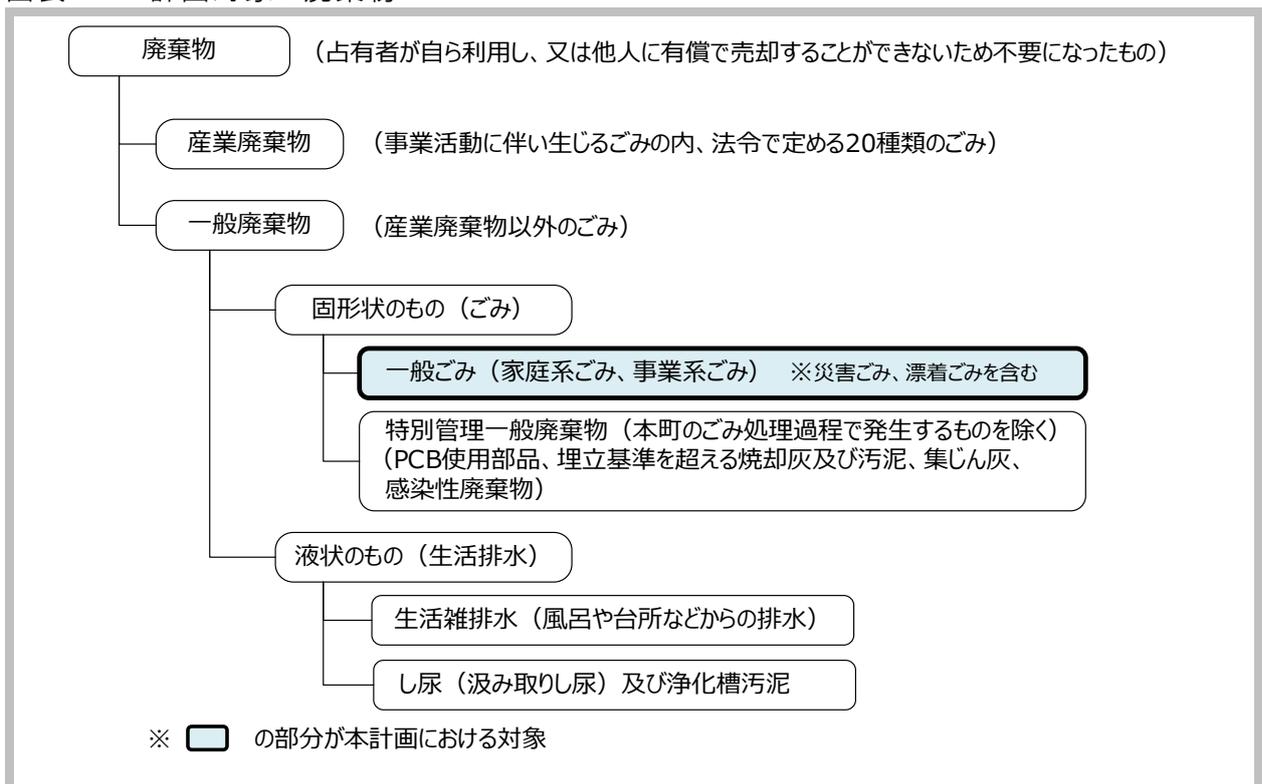
図表1-3 本計画の期間と目標年度



4. 計画対象の廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、図表1-4に示すとおり一般廃棄物のうち、固形状の一般ごみ（家庭系ごみ、事業系ごみ）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは、処理対象外とし、これらの扱いは図表1-5のとおりとします。

図表1-4 計画対象の廃棄物



図表1-5 本計画において対象外とするごみとその扱い

区分	取り扱い
パソコン	販売店で引き渡しなどにより、資源化とします。
その他本町で指定するもの	以下のごみは、販売店若しくは専門の処理業者に引き渡します。 建設廃材、農機具、農業用ビニール類、油脂類、毒物、農薬、劇物、蓄電池、バッテリー、ガスボンベ、タイヤ、バイク、消火器、漬物石、ピアノ、医療用廃棄物、動物の死骸など

第2章 地域特性

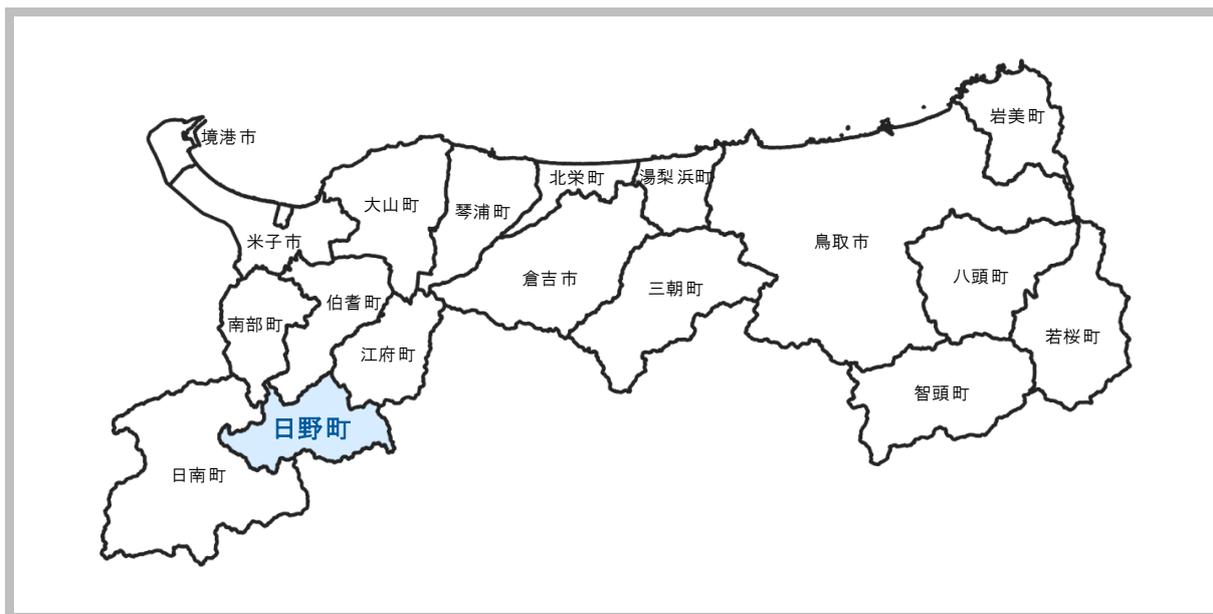
1. 位置・面積・地勢

本町は鳥取県南西部に位置し、総面積は 133.98km²(東西 20km、南北 12.5km)で、北は南部町、伯耆町、江府町と接し、南西は日南町、南東は岡山県に接しています。

本町の中心には北東から南西にかけて一級河川の「日野川」が流れ、町の北東から江府町にかけては、大山隠岐国立公園に指定される標高 1,005m の「宝仏山」が跨るなど、豊かな自然環境・景観を保有しています。

明治 22 年の町村制施行により、根雨、真住、渡、安井、黒坂、菅福の6か村となり、大正 2 年には根雨、日野、黒坂の3町村となりました。昭和 28 年には根雨町と日野村が合併して根雨町となり、昭和 34 年に根雨町と黒坂町が合併して、現在の本町が誕生しました。

図表2-1 本町の位置

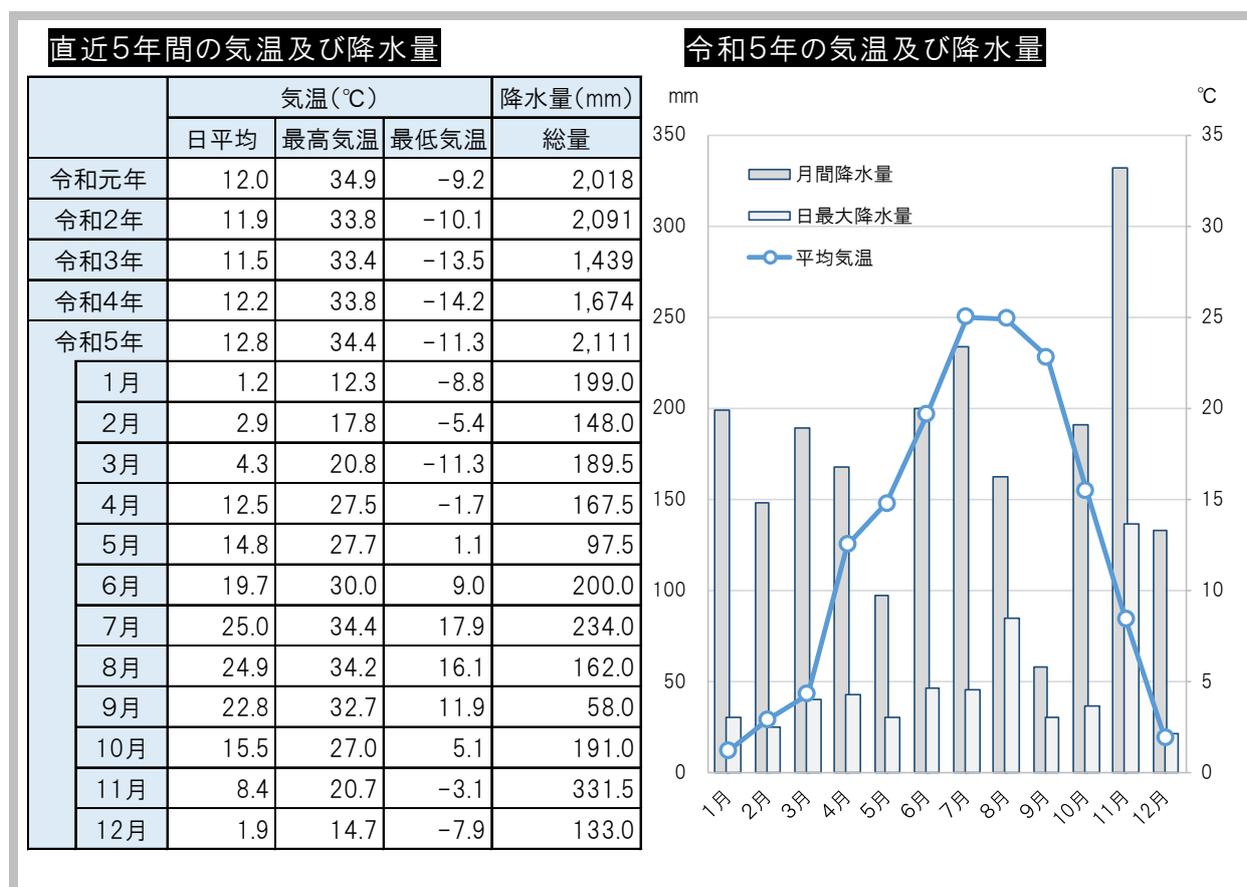


2. 気象

本町の近隣に設置される「茶屋観測所」における気象観測の概要を以下に示します。直近5年間の年間平均気温は12℃前後で、最高気温は34.9℃、最低気温は-14.2℃を記録しています。直近5年間の年間降水量は1,400～2,100mm程度となります。

本町の気候は日本海側気候に属し、冬季は降雪が多く、6月から8月にかけては梅雨や台風等による降水量の増加がみられます。

図表2-2 本町の気温及び降水量

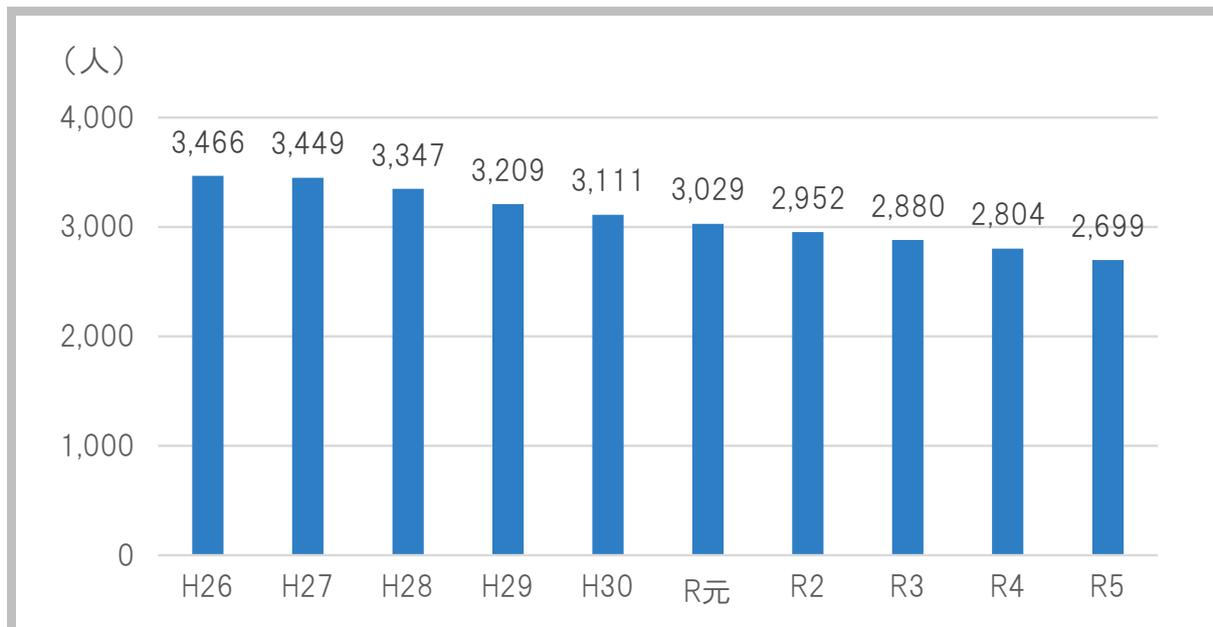


(参考:気象庁 HP(茶屋観測所))

3. 人口

本町における過去10年間(平成26年～令和5年)の人口は減少しており、令和5年10月1日現在2,699人となっています。

図表2-3 人口



(資料:住民基本台帳(各年10月1日現在))

4. 土地利用状況・交通

本町の土地利用における地目別面積割合は、5割以上を山林が占めています。一方で、最も少ない土地利用が宅地であり、0.8%と1%未満となっています。

本町の交通網として、国道180号、181号、183号の国道が町内を交差しています。交通手段では、JR 伯備線の根雨駅には特急電車が停車するほか、日野町営バスは菅福、奥渡、板井原・真住、根雨宿・病院の4路線で運行するなど、通勤や通学、観光の手段として欠かせないものとなっています。

図表2-4 土地の利用状況(地目別面積)単位

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積 (km ²)	4.39	1.34	1.09	72.79	4.93	49.44	133.98
割合	3.3%	1.0%	0.8%	54.3%	3.7%	36.9%	—

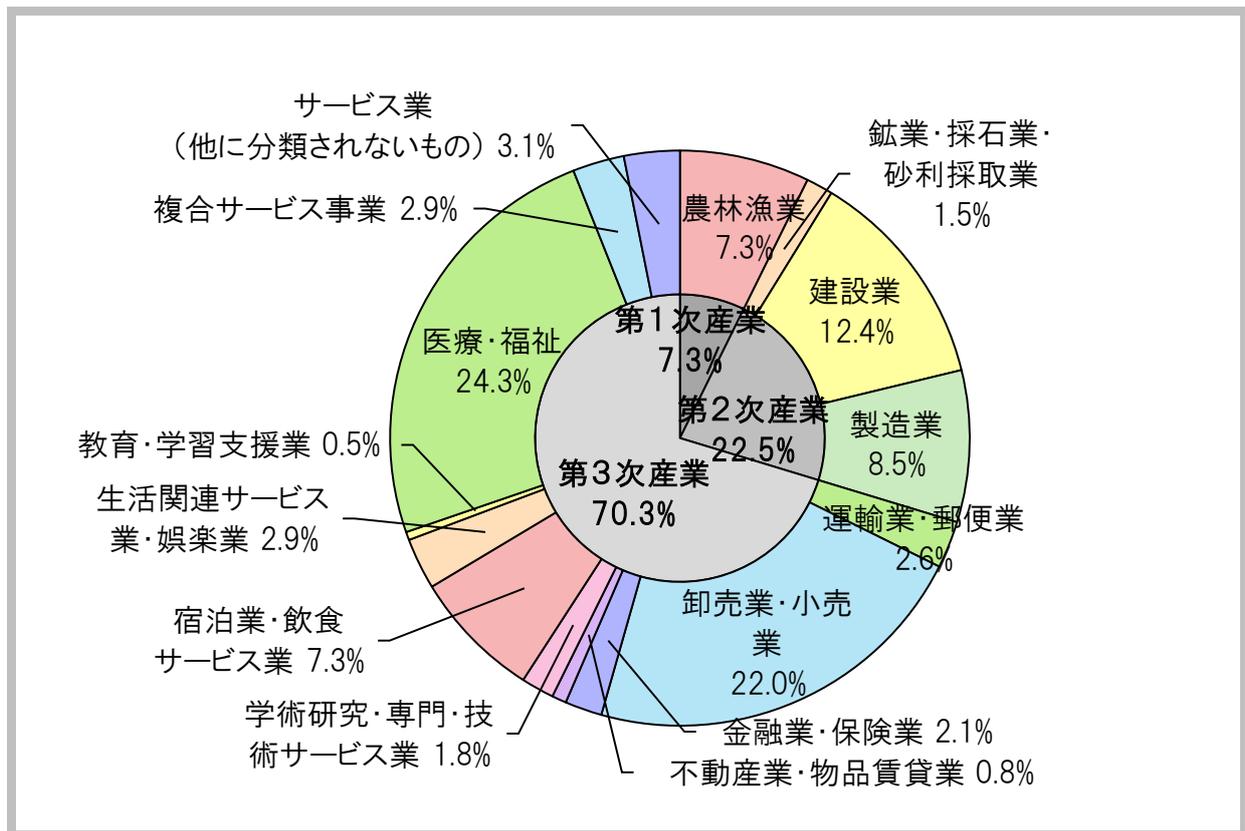
(資料:住民課資料(令和6年1月1日現在))

5. 観光・産業

本町の中央には清流「日野川」が流れ、秋から春先にかけて本町の鳥に指定するオンドリが飛来するほか、ツツジの名所として名高い「滝山公園」では夏の谷川の涼、秋の紅葉など四季を通じて美しい景観を楽しめます。また、根雨には出雲街道の宿場町としての町並みが現存し、国の重要文化財に指定される五体像を収蔵する「長楽寺」や、縁起の良い名の神社「金持神社」、古来より製鉄が盛んな奥日野地方に所在する県指定史跡の「都合山たたら跡」など、美しい自然だけでなく、古くからの歴史・文化を巡れます。

産業では第3次産業が最も多く7割以上を占め、次いで第2次産業、第1次産業となっています。産業分類別では、医療・福祉が24.3%と最も多くを占めており、次いで卸売業・小売業、建設業を占め、これらの産業で6割近く以上を占めており、基幹的な産業となっています。

図表2-5 産業別就業者数の割合



(資料:「令和3年経済センサス-活動調査」総務省)

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1-1 ごみの処理

(1)ごみの収集体制

本町の家庭から発生したごみ(以下「収集ごみ」といいます。)の分別区分、収集頻度、収集方法等は図表3-1のとおりです。廃油以外のごみは、本町が委託する業者が収集運搬しています。収集しないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としています。

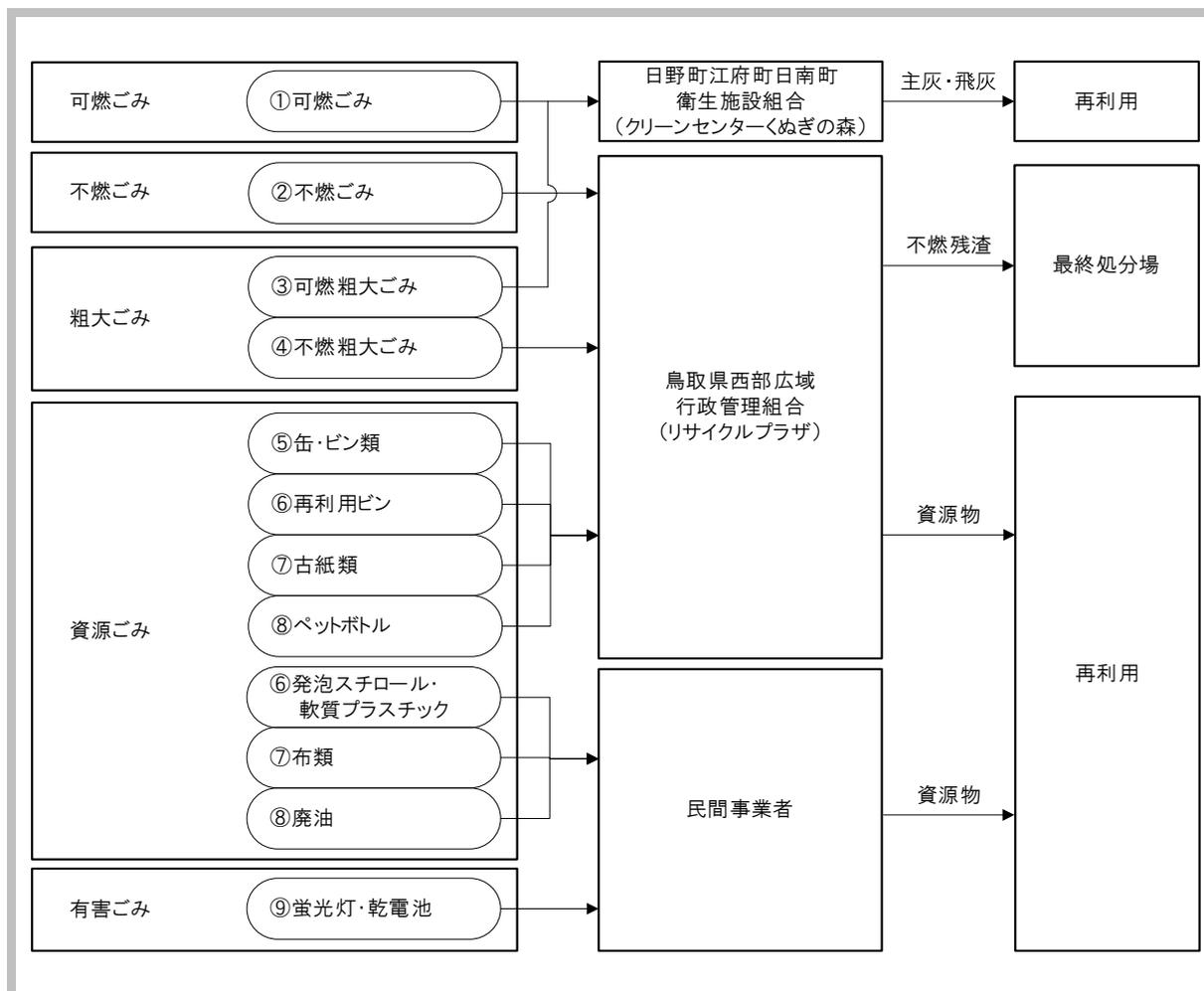
図表3-1 ごみの分別区分及び収集体制

種類	分別区分	収集頻度	収集運搬	収集方法及び町指定袋の有無		
可燃ごみ		週2回	委託	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：有(大・小)		
不燃ごみ		月1回		ステーション収集 町指定の袋：有		
粗大ごみ	可燃粗大ごみ	年2回		委託	ステーション収集 町指定の袋：無	
	不燃粗大ごみ	年3回				
資源ごみ	缶・ビン類、再利用ビン、 古紙類、ペットボトル	月1回			委託	ステーション収集 町指定の袋：有
	発泡スチロール、軟質プラ スチック	月2回				
	布類	月1回				
	廃油	年6回	許可業者	ステーション収集 町指定の袋：無		
有害ごみ	蛍光管・乾電池	年3回	委託	ステーション収集 町指定の袋：有		

(2)ごみ処理の流れ

可燃ごみは、日野町江府町日南町衛生施設組合(クリーンセンターくぬぎの森)にて焼却処理され、主灰・飛灰は路盤材に利用されています。粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)で破碎・選別等を行い、資源回収を行っています。資源ごみのうち、発泡スチロール・軟質プラスチック、布類、廃油はそれぞれ民間事業者を引き渡して資源化しています。有害ごみ(蛍光灯・乾電池)も民間事業者を引き渡して資源化しています。リサイクルプラザで排出される不燃残渣は、民間施設で埋立処分しています。

図表3-2 ごみ処理の流れ



(3)ごみ処理施設の概要

本町が排出するごみを処理するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

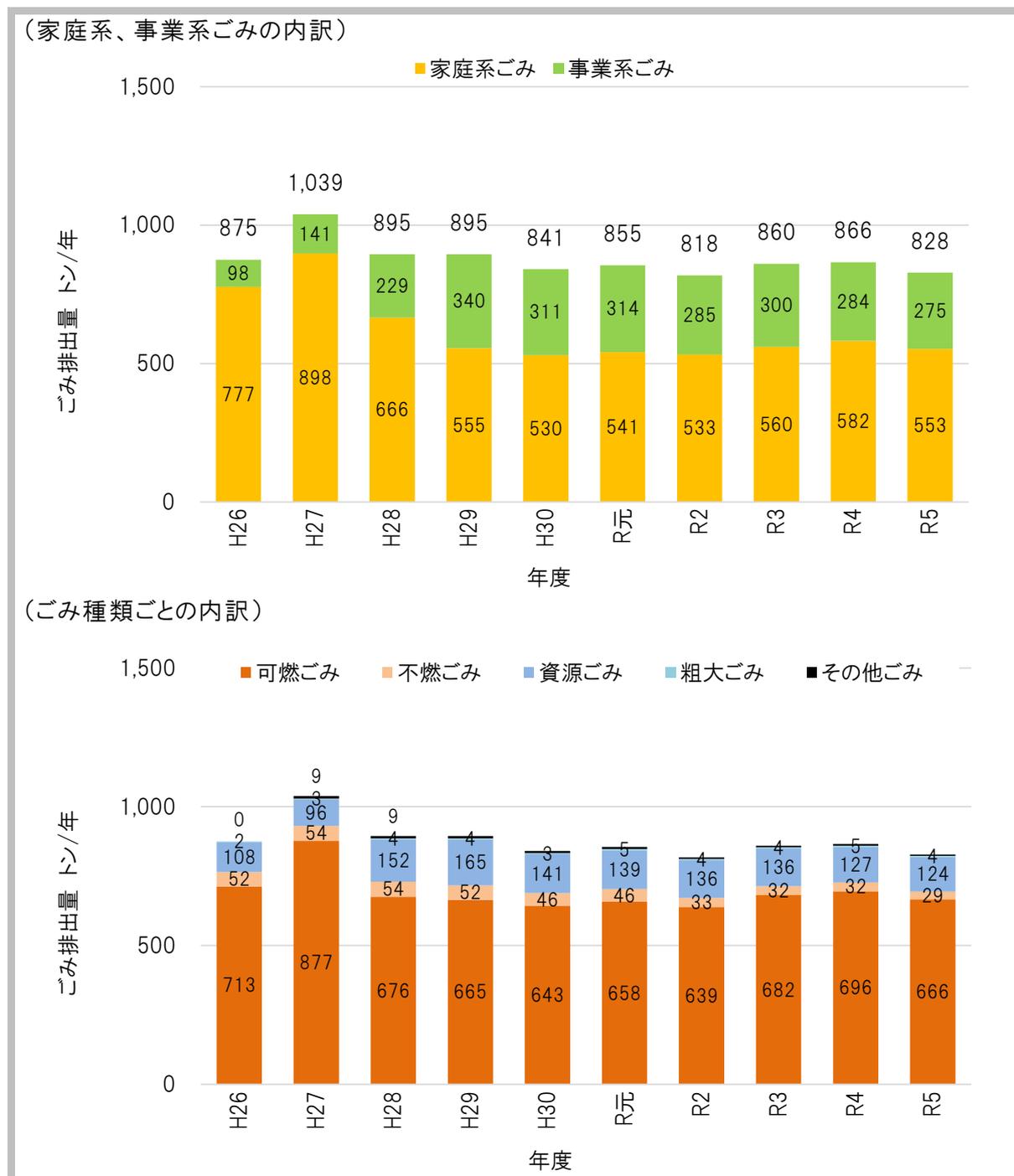
図表3-3 ごみ処理施設の概要

（ごみ焼却施設）		
施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 （クリーンセンターくぬぎの森）	
所在地	鳥取県日野郡日野町黒坂183番地1	
竣工年月	平成10年4月	
処理能力	10t/8h	
処理方式	ストーカー式	
炉型式	機械化バッチ	
（リサイクルプラザ）		
施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	
所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地	
敷地面積	約16,500m ²	
竣工年月	平成9年3月	
処理能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	24.5t/5h
	資源ごみ処理設備	10.0t/5h
	ペットボトル処理設備	2.0t/5h
処理方式	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	手選別、破碎機、磁選機、アルミ選別機、粒度選別機
	資源ごみ処理設備	手選別、磁選機、アルミ選別機、圧縮成形
	ペットボトル処理設備	手選別、圧縮成形
（最終処分場）		
施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	
所在地	鳥取県米子市淀江町小波地内	
埋立面積	31,825m ²	
埋立容量	489,657m ³	
竣工年月	平成5年9月	
水処理設備	生物処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、プレフィルター、逆浸透法(RO法)、滅菌処理 処理能力:120m ³ /日	

1-2 ごみ総排出量の推移

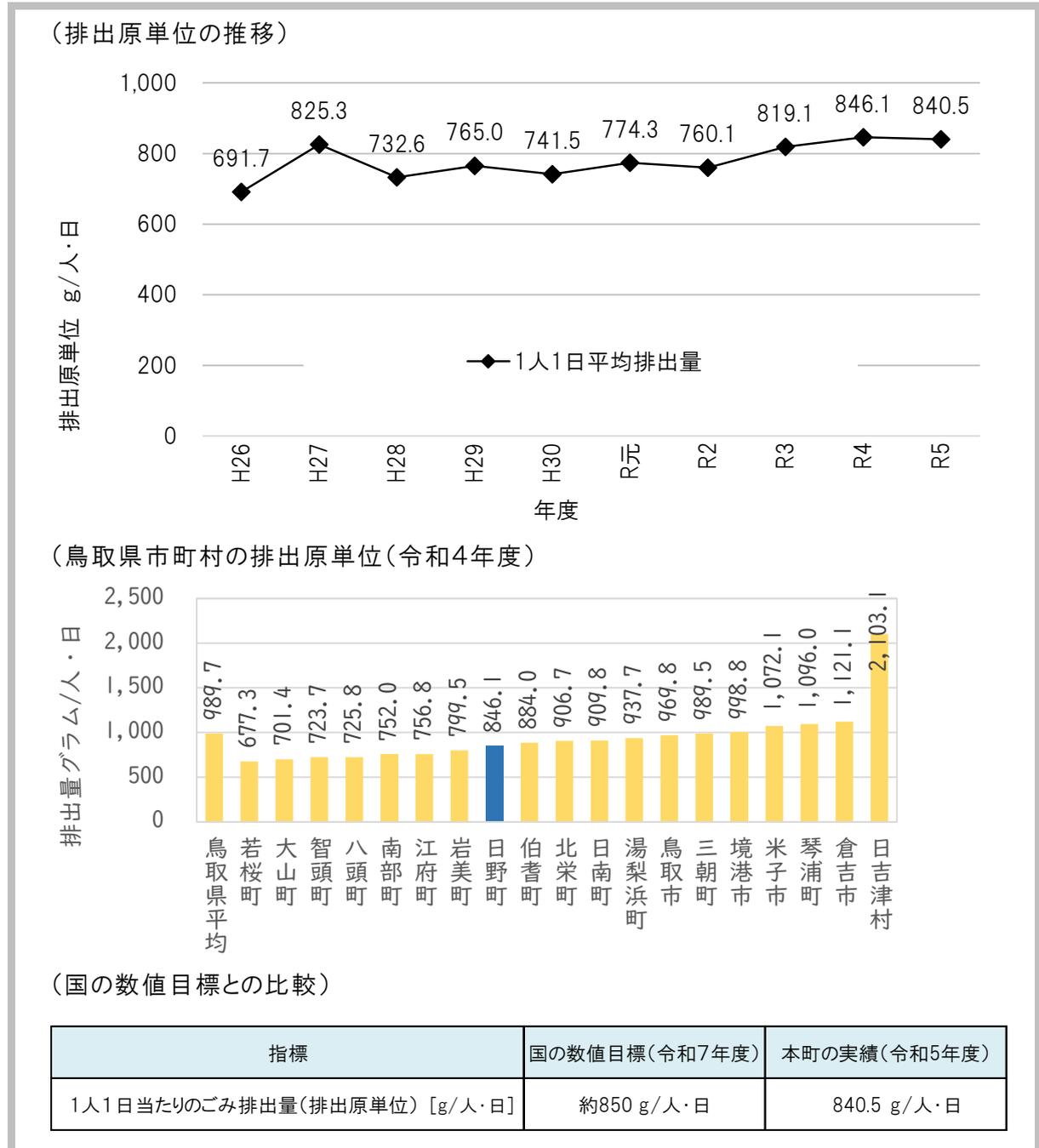
本町におけるごみ総排出量の推移は図表3-4に示すとおりで、平成27年度をピークに減少し、平成28年度以降は概ね横ばい傾向にあります。令和5年度におけるごみ総排出量は828トンで、家庭系が約67%、事業系が約33%を占めています。また、ごみの種類別には、可燃ごみが全体の約80%と最も多く、次に資源ごみ、不燃ごみと続いています。

図表3-4 ごみ総排出量の推移



1人1日当たりのごみ排出量(以下「排出原単位」といいます。)の推移は図表3-5に示すとおりです。排出原単位は、平成28度から令和2年度までは横ばいに推移し、令和3年度にかけて増加、それ以降は横ばい傾向にあります。令和4年度の排出原単位は846.1g/人・日であり、鳥取県平均989.7g/人・日と比較して少ない量になっています。第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられている数値目標約850g/人・日と比較しても少ない量になっています。

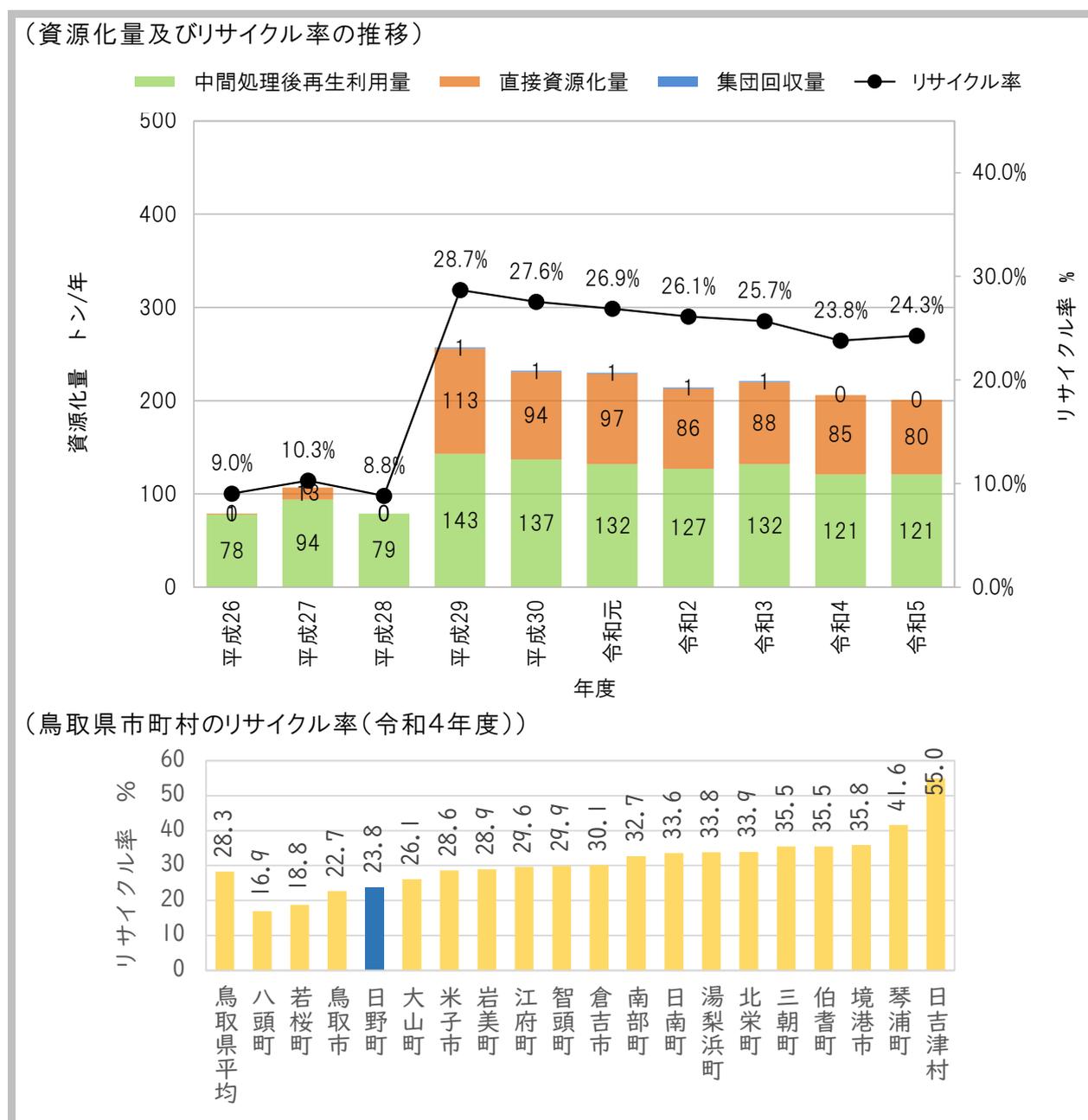
図表3-5 排出原単位の推移



1-3 資源化量の推移

本町の資源化量、リサイクル率は平成29年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度の資源化量は201トン、リサイクル率は24.3%であり、その内訳として最も多いのは中間処理後再生利用量^{※1}で、次に直接資源化量^{※2}、集団回収量^{※3}と続いています。

図表3-6 資源化量及びリサイクル率の推移



※1 中間処理後再生利用量

可燃、不燃、粗大ごみなどの処理後、金属、ガラス類などを回収し、資源化した量。

※2 直接資源化量

資源化を行う施設を経ずに、直接、再生業者などに搬入した量。

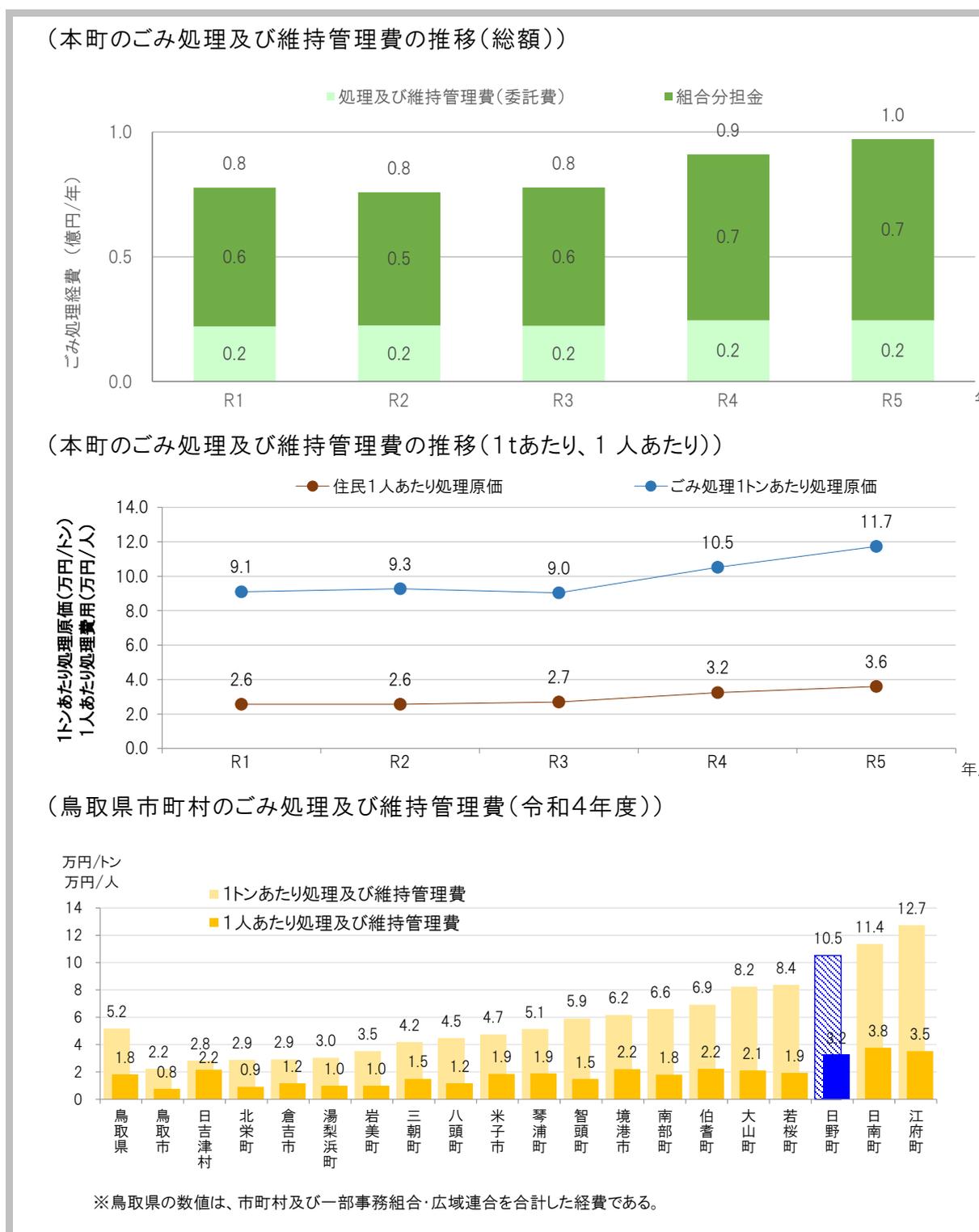
※3 集団回収量

町が実施する資源回収とは別に、自治会、PTAなどが自主的に回収した量。

1-4 ごみ処理経費

本町のごみ処理及び維持管理費は、令和5年度において約1億円で、組合分担金の割合が約7割を占めています。令和4年度における住民1人あたりの費用は約32,000円、ごみ1トンあたりの費用は約105,000円となっており、鳥取県市町村の平均と比較して高くなっています。

図表3-7 ごみ処理及び維持管理費の推移



1-5 ごみ処理評価

「1人1日当たり排出量(ごみ総排出量)」、「1人1日当たり排出量(家庭系ごみ排出量)」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「1人当たりごみ処理経費」の5つを指標として、令和4年度における本町の値と、鳥取県平均、全国平均を比較して評価しました。鳥取県平均値、全国平均値をそれぞれ100として本町の値を指数化し、レーダーチャート図として示しました。レーダーチャートに示される五角形が大きいほど良好な状況にあることを示します。

本町において、「1人1日当たり排出量(ごみ総排出量)」、「最終処分率」は、鳥取県平均、全国平均と比較して良好な状況にあります。「1人1日当たり排出量(家庭系ごみ排出量)」、「リサイクル率」は、鳥取県平均と比較すると下回っており、全国平均と比較すると良好な状況にあります。一方、「1人当たりごみ処理経費」は、鳥取県平均、全国平均と比較すると下回っています。

図表3-8 ごみ処理評価

指標	単位	令和4年度			指数	
		本町	鳥取県	全国	鳥取県	全国
1人1日当たり排出量 (ごみ総排出量)	グラム/人・日	846.1	989.7	879.8	115	104
1人1日当たり排出量 (家庭系ごみ排出量)	グラム/人・日	568.7	562.3	619.5	99	108
リサイクル率	%	23.8	28.3	19.6	84	122
最終処分率	%	3.6	6.2	8.7	142	159
1人当たりごみ処理経費	円/人	32,480	18,308	15,349	23	-12

※指標値は令和3年度実績で、一般廃棄物処理実態調査結果を採用。

指数は、以下の算定式による。

(1人1日当たりごみ排出量、最終処分率、1人当たりごみ処理経費)

$$\text{指数} = (1 - (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

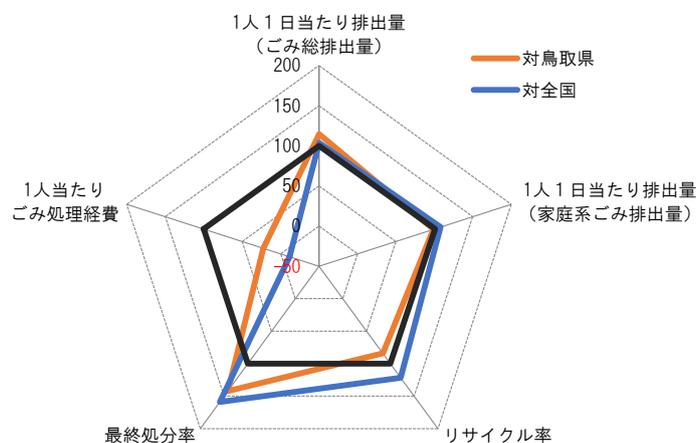
(リサイクル率)

$$\text{指数} = (1 + (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

※最終処分率 = 最終処分量 / ごみ総排出量

※ごみ処理経費は、建設改良費、処理及び維持管理費、その他のうち、毎年のごみ処理経費として継続して必要と判断される処理及び維持管理費とした。1人当たりごみ処理経費(鳥取県、全国)は、市区町村及び一部事務組合・広域連合を合計した経費とした。

(ごみ処理の評価(レーダーチャート))



1-6 ごみ処理行政の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等はその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、「循環型社会形成推進基本計画」を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国の取組みの基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

図表3-9 「第四次循環型社会形成推進基本計画」における基本的方向と数値目標

＜循環型社会形成に向けた取組みの中長期的な方向性＞		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会づくりとの統合的な取組み ・ 地域循環共生圏形成による地域活性化 ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・ 適正処理の推進と環境再生 ・ 災害廃棄物処理体制の構築 ・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 ・ 循環分野における基盤整備 		
＜数値目標＞		
指標	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約 850 グラム/人/日	令和7年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ量等を除く)	約 440 グラム/人/日	令和7年度
事業系ごみ排出量	約1,100万トン/年	令和7年度

(2)第9次鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県では、令和2年3月に「第9次鳥取県廃棄物処理計画(令和元～5年度)」を策定しており、一般廃棄物処理の目標を以下のとおり掲げています。

図表3-10 「第9次鳥取県廃棄物処理計画」における目標値

指標	令和5年度目標値
ごみ排出量(1人1日当たり排出量)	193千トン(965グラム/人・日)
リサイクル率	33%
最終処分量(割合)	12千トン(6.2%)

(3)鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想

西部圏域では、運営する一般廃棄物処理施設の老朽化が進行し、処理残渣の最終処分を行っている民間の最終処分場も最終処分期限が近づいていることから、長期的に施設の集約化等の抜本的な対策を講じるため、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」を令和3年8月に策定しています。

西部圏域で稼働している処理施設は、令和13年度までに稼働を終了し、令和14年度からは、新たな処理施設として稼働する構想になっています。また、令和14年度における、ごみの排出量等に関する目標値を以下のとおり掲げています。

図表3-11 「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における目標値

指標	令和14年度目標値
ごみ排出量(許可資源ごみ ^{※1} 量除く)	825.9グラム/人・日
家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)	440.1グラム/人・日
事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)	59.8トン/日(西部圏域)

※1 許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに排出業者が直接資源化しているごみ。

1-7 ごみ処理の課題

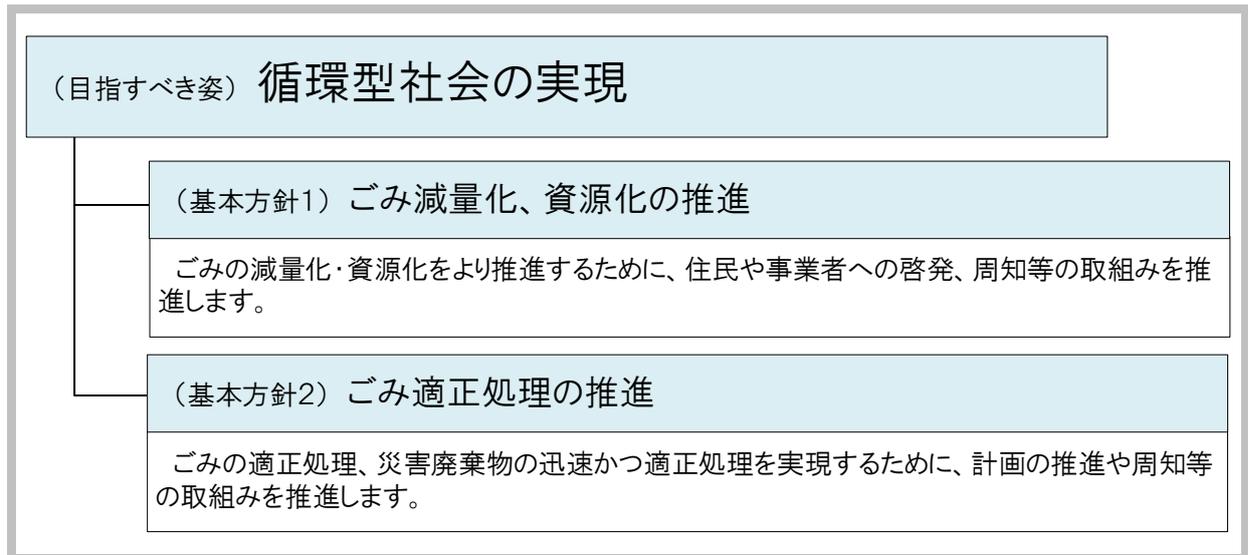
ごみ減量化、資源化
<ul style="list-style-type: none">● 本町は、経年的に「資源化量」及び「リサイクル率」が減少傾向にあり、鳥取県平均と比較すると平均レベルに達していません。ペーパーレス化に伴って、資源物として回収される紙類が減少していることが要因の1つとして挙げられます。また、資源化の可能性のある紙類が可燃ごみとして捨てられていることも考えられるため、小雑紙の分別回収の定着化など、さらなる分別徹底が必要です。● 本町における「1人当たりごみ処理経費」は、鳥取県平均、全国平均と比較すると経費がかかっています。● 令和元年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、地方自治体として、食品ロスの削減に向けた取組みを検討する必要があります。● 高齢化が進むことで、ごみの分別やごみ出しが困難になる住民の増加が危惧されるため、支援策を検討する必要があります。
ごみの適正処理
<ul style="list-style-type: none">● 「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」では、ごみ処理の広域化を図るため、令和14年度を目標に、新たな処理施設の稼働を目指しています。今後、可能な限り、分別の統一など、広域化に向けた課題への対応を検討していく必要があります。

2. ごみ処理の目標

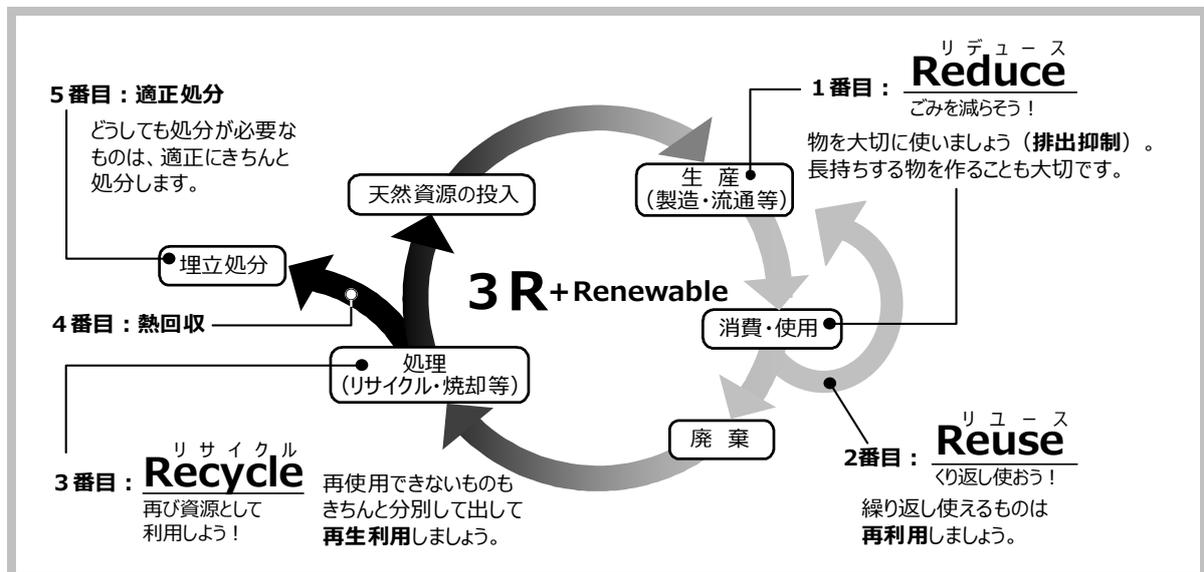
2-1 目指すべき姿、基本方針

本町の目指すべき姿は「循環型社会の実現」とし、基本方針は「ごみ減量化、資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」とします。

図表3-12 目指すべき姿、基本方針



(参考：国が進める循環型社会形成のイメージ)



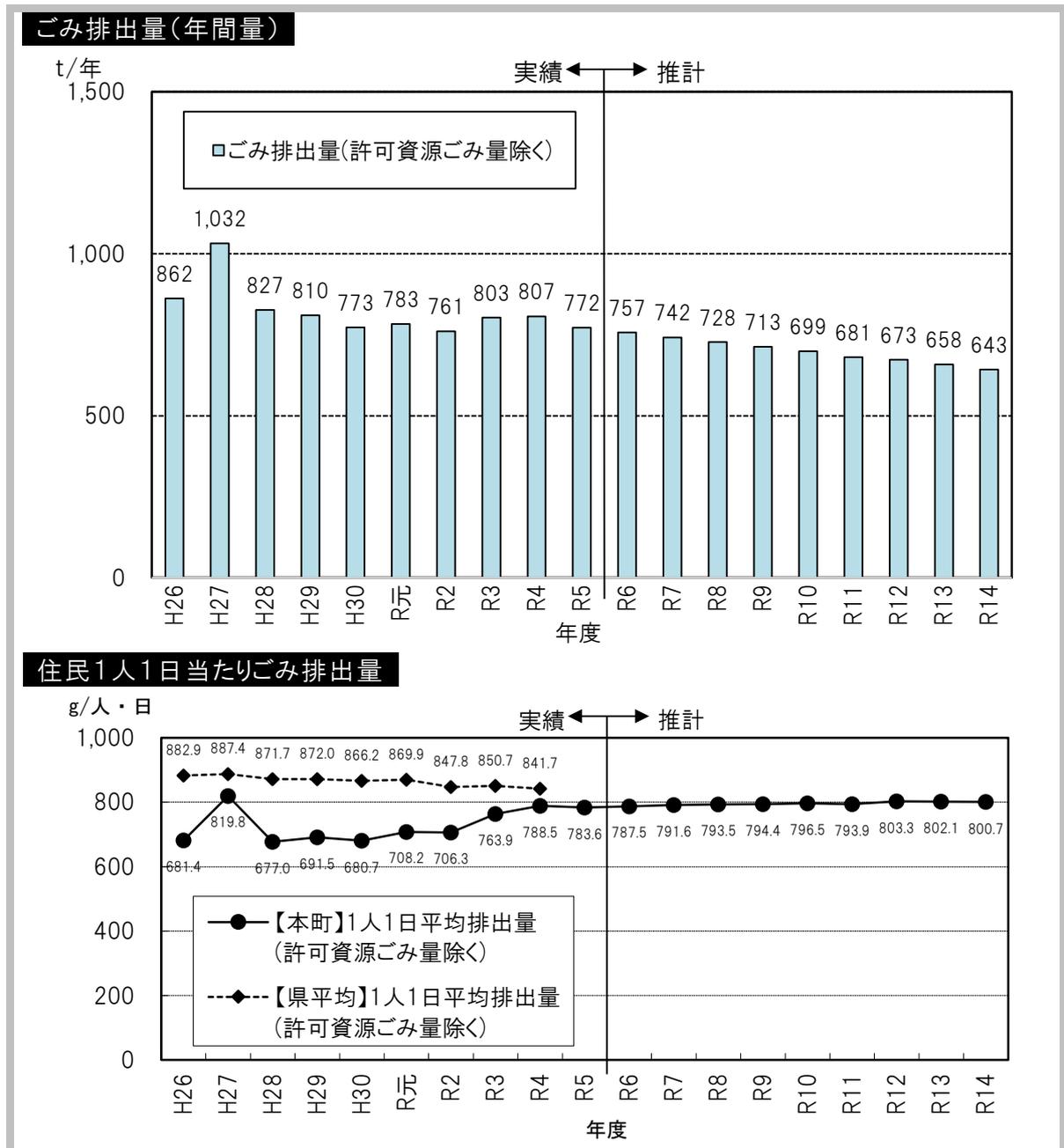
2-2 将来推計と減量目標値

(1) 単純推計

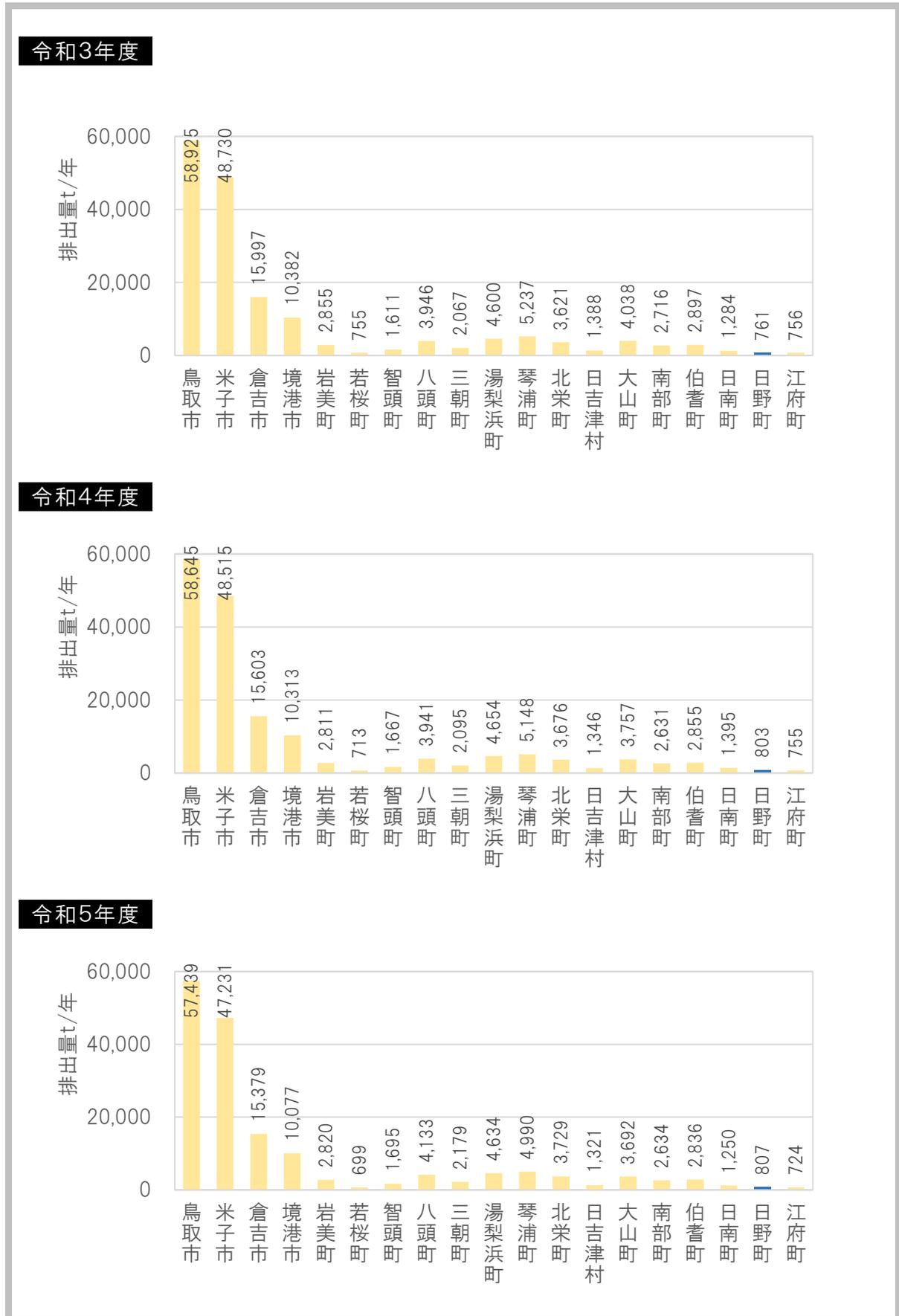
① ごみ排出量

本町におけるごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、平成27年度をピークに減少し、平成28年度以降は横ばい傾向にあり、令和5年度772tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和6年度以降減少することが予測され、令和10年度699t、令和14年度643tになる見込みです。住民1人1日当たりごみ排出量は、令和5年度783.6gであり、単純推計は、令和9年度796.6g、令和14年度800.7gとなる見込みです。実績値は県平均と比較して少ない状況となっています。

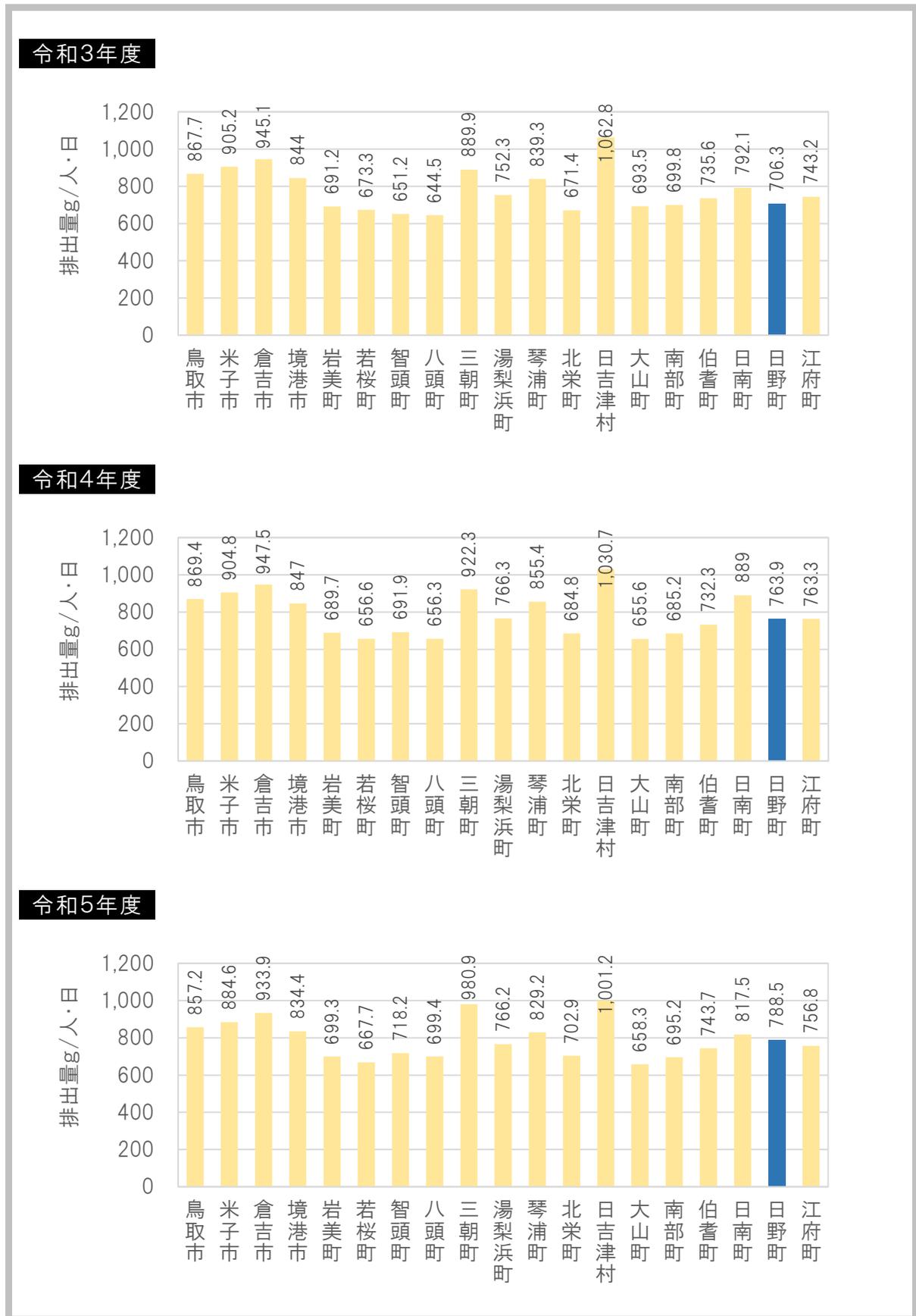
図表3-13 ごみ排出量の単純推計(家庭系・事業系)



図表3-14 鳥取県市町村ごとのごみ排出量(年間量)



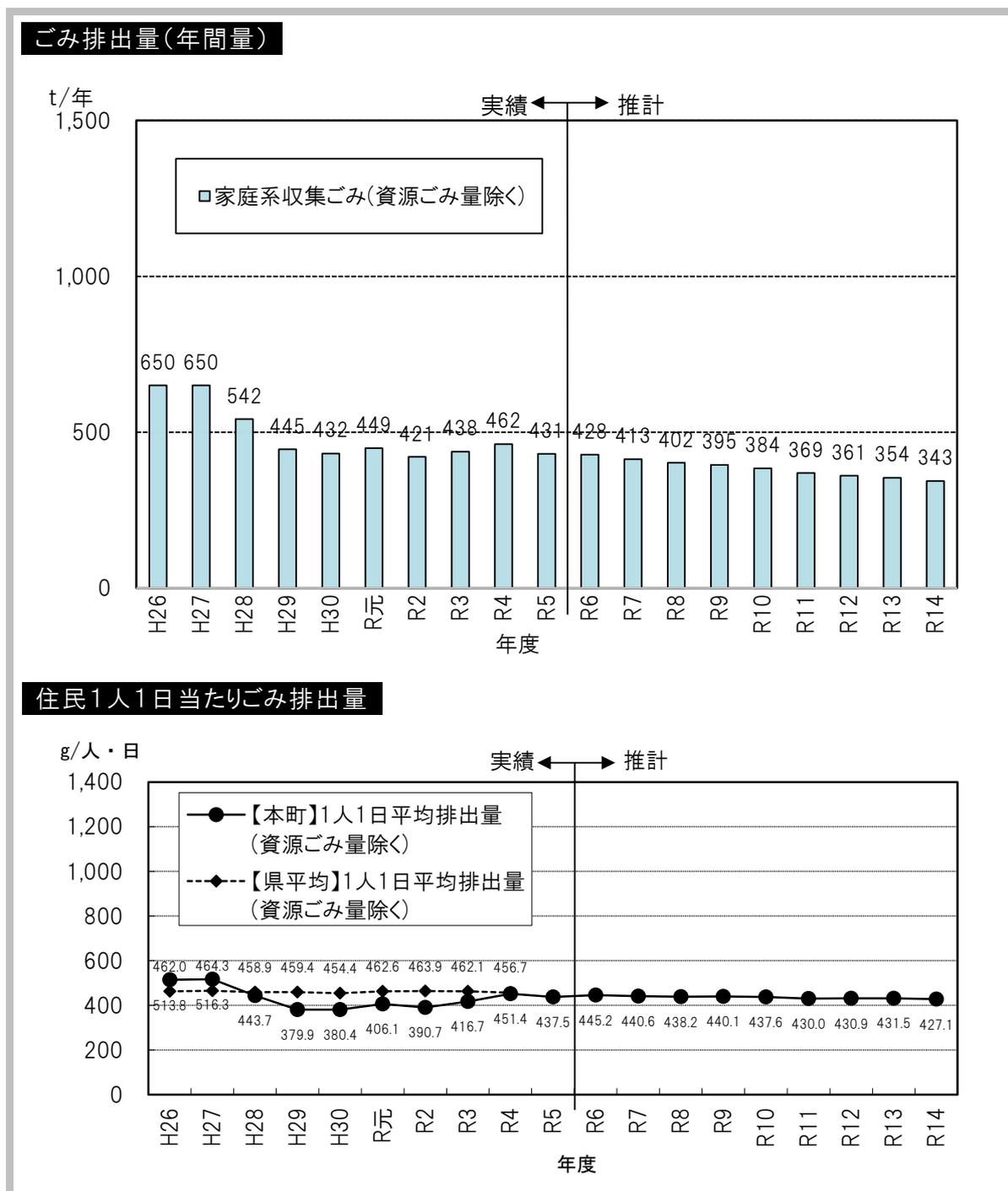
図表3-15 鳥取県市町村ごとの住民1人1日当たりごみ排出量



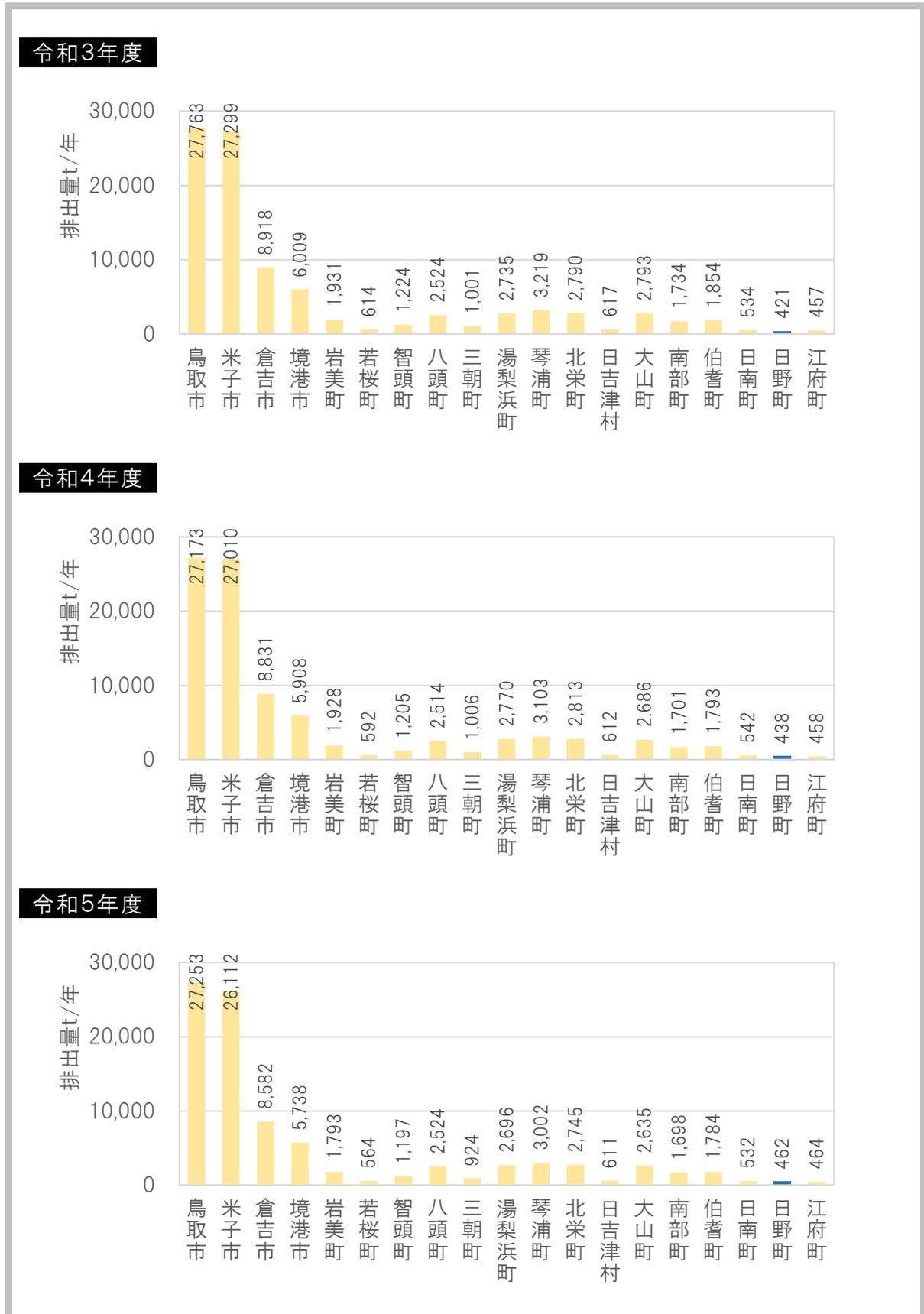
②家庭系収集ごみ排出量

本町における家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、平成27年度をピークに減少し、平成28年度以降は横ばい傾向にあり、令和5年度431tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和6年度以降減少することが予測され、令和10年度384t、令和14年度343tになる見込みです。住民1人1日当たりの家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和5年度437.6gであり、単純推計は、令和10年度437.6g、令和14年度427.1gとなる見込みです。平成28～令和4年度の実績値は県平均と比較して少ない状況となっています。

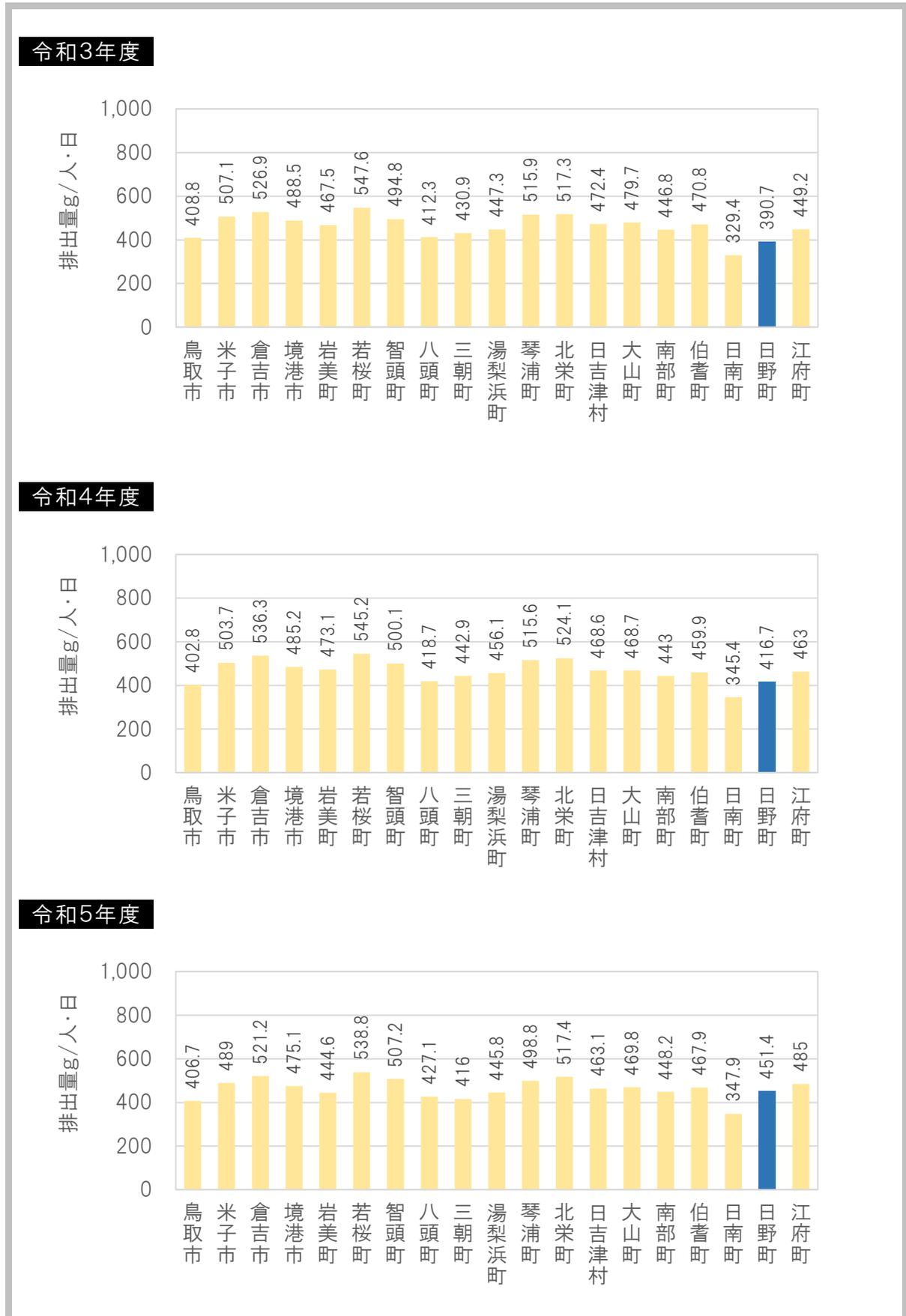
図表3-16 家庭系収集ごみ排出量の単純推計



図表3-17 鳥取県市町村ごとの家庭系収集ごみ排出量



図表3-18 鳥取県市町村ごとの住民1人1日当たりごみ排出量

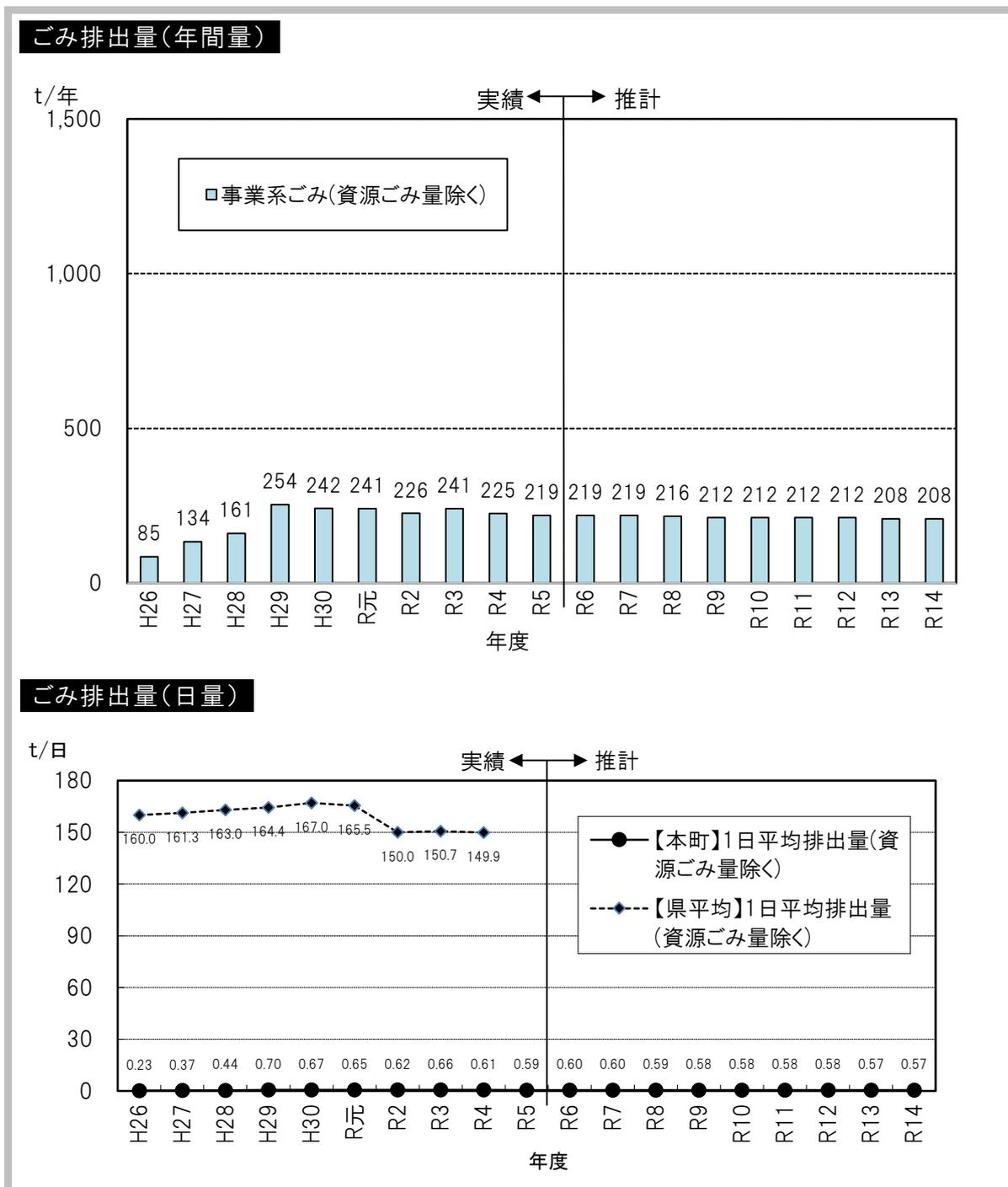


③事業系ごみ排出量

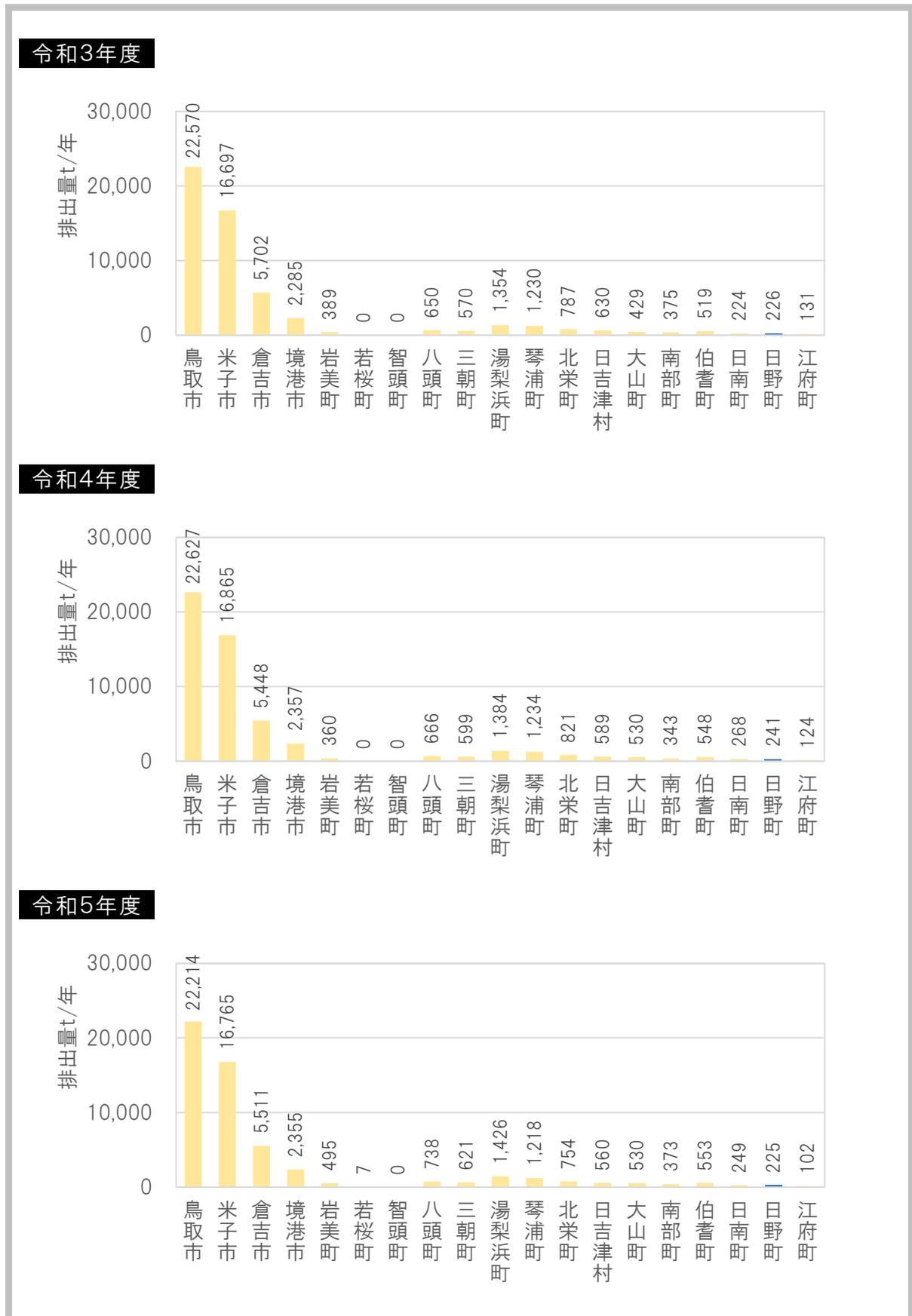
事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、平成29年度をピークに横ばい傾向にあり、令和5年度219tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和6年度以降減少することが予測され、令和10年度212t、令和14年度208tになる見込みです。

1日の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和5年度0.59tであり、単純推計は、令和10年度0.58t、令和14年度0.57tとなる見込みです。

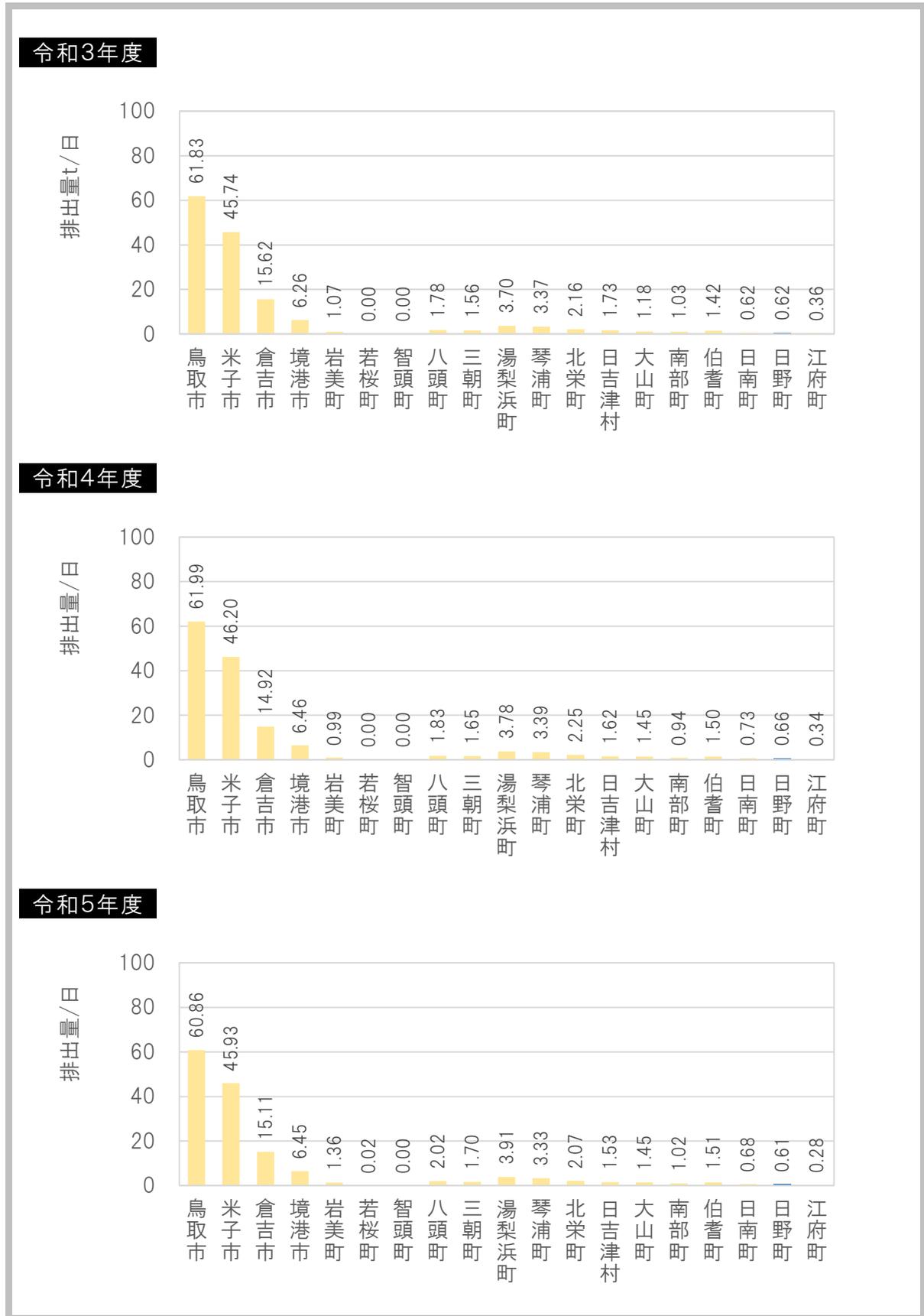
図表3-19 事業系ごみ排出量の単純推計



図表3-20 鳥取県市町村ごとの事業系ごみ排出量(年間量)



図表3-21 鳥取県市町村ごとの事業系ごみ排出量(日量)



(2)目標推計

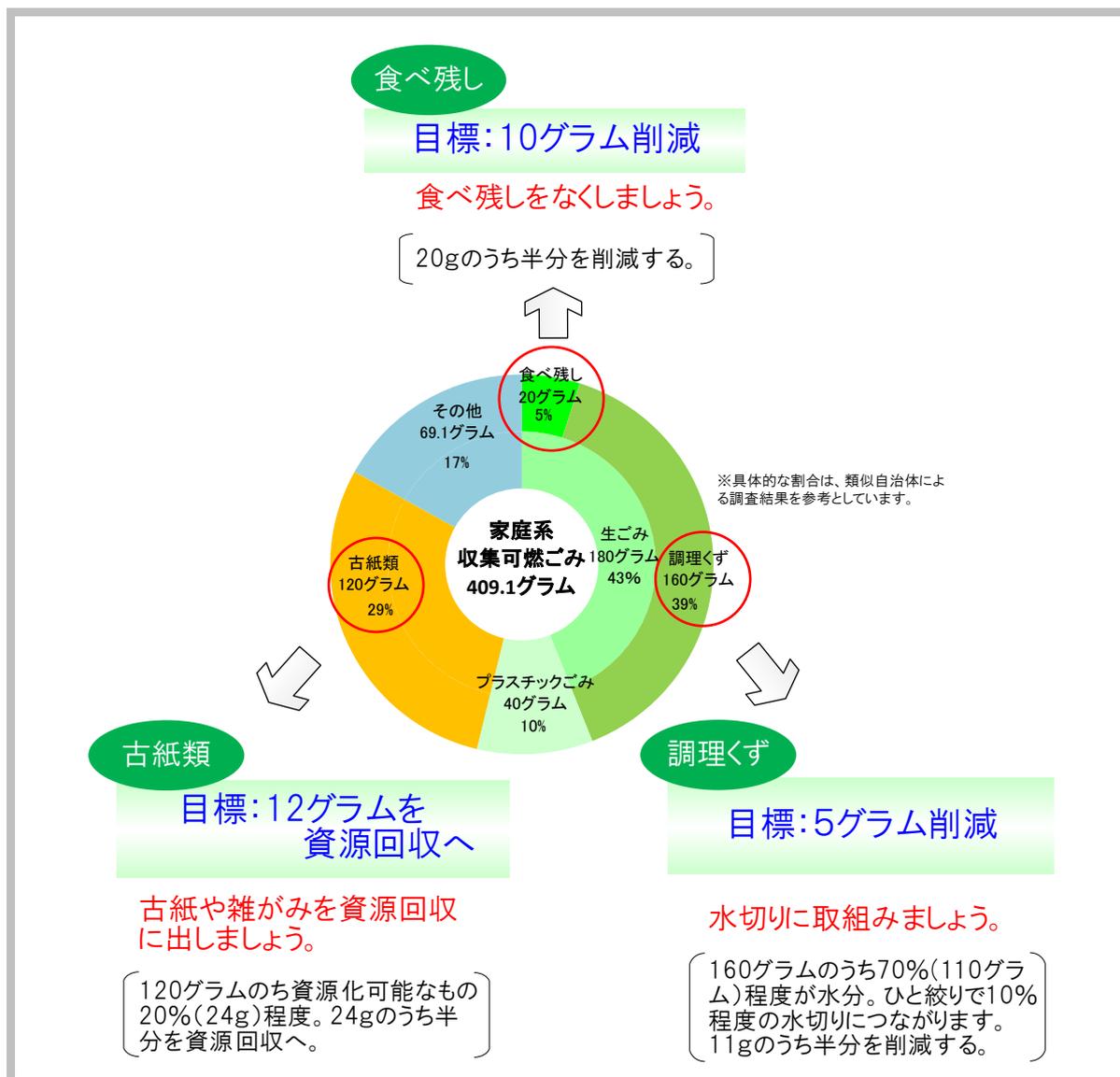
①削減対象ごみ

削減対象とするごみの種類は、排出量の多くを占める「家庭系収集ごみ(可燃ごみ)」、「事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ)」とし、「家庭系収集ごみ(資源ごみ)」は、資源化量の増加を目指します。

「家庭系収集ごみ(可燃ごみ)」には、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類等が含まれています。そのうち、食べ残しの削減、調理くずの水切り、資源化可能な古紙類の資源回収を住民へ啓発することで、単純推計値(令和14年度)に対して26.6g/人・日の削減を目指します。

「事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ)」は、単純推計値(令和14年度)に対して5%削減を目指します。「家庭系収集ごみ(資源ごみ)」は、家庭系収集ごみ(可燃ごみ)として排出されている資源化可能な古紙類等の資源化回収の啓発により、単純推計値(令和14年度)に対して10%増加を目指します。

図表3-22 家庭系収集ごみ(可燃ごみ)削減目標



②目標値

目標とする指標は、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」を踏まえ、「ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)」、「家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)」、「事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)」とします。

「ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)」について、過去の実績を踏まえた単純推計は、令和14年度 800.7 g/人・日となります。前述の「削減対象ごみ」を推進することで、令和14年度 778.3 g/人・日を目指します。

「家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)」について、過去の実績を踏まえた単純推計は、令和14年度 427.1 g/人・日となります。前述の「削減対象ごみ」を推進することで、令和14年度 404.7 g/人・日を目指します。

「事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)」について、過去の実績を踏まえた単純推計は、令和14年度0.57t/日となります。前述の「削減対象ごみ」を推進することで、令和14年度0.55t/日を目指します。

図表3-23 目標値

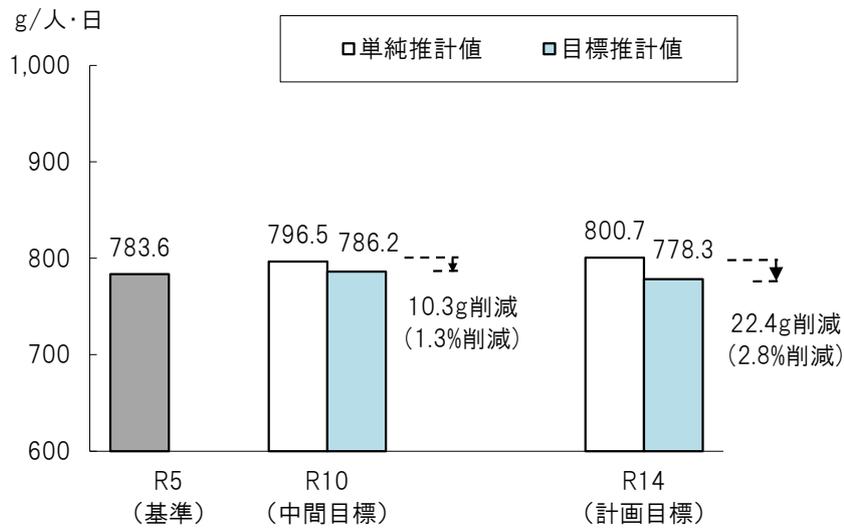
減量目標値						
	R5 (基準年度)	R10 (中間目標年度)		R14 (計画目標年度)		
		実績値	単純推計	目標推計	単純推計	目標推計
ごみ排出量(許可資源ごみ量除く) [g/人・日]	783.6	796.5	786.2	800.7	778.3	
家庭系収集ごみ(資源ごみ量除く) [g/人・日]	437.5	437.6	425.0	427.1	404.7	
事業系ごみ(資源ごみ量除く) [t/日]	0.59	0.58	0.58	0.57	0.55	

(参考:「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における目標値)

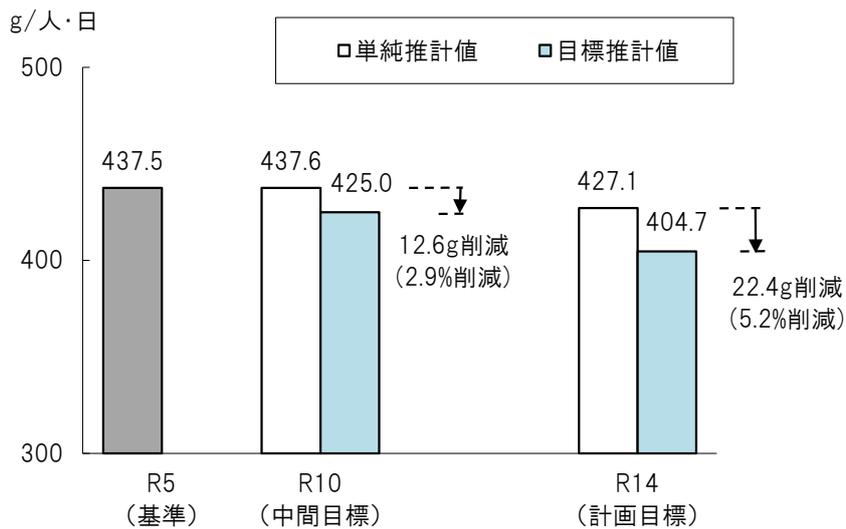
指標	令和14年度目標値
ごみ排出量(許可資源ごみ ^{※1} 量除く)	825.9グラム/人・日
家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)	440.1グラム/人・日
事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)	59.8トン/日(西部圏域)

※1 許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに排出業者が直接資源化しているごみ。

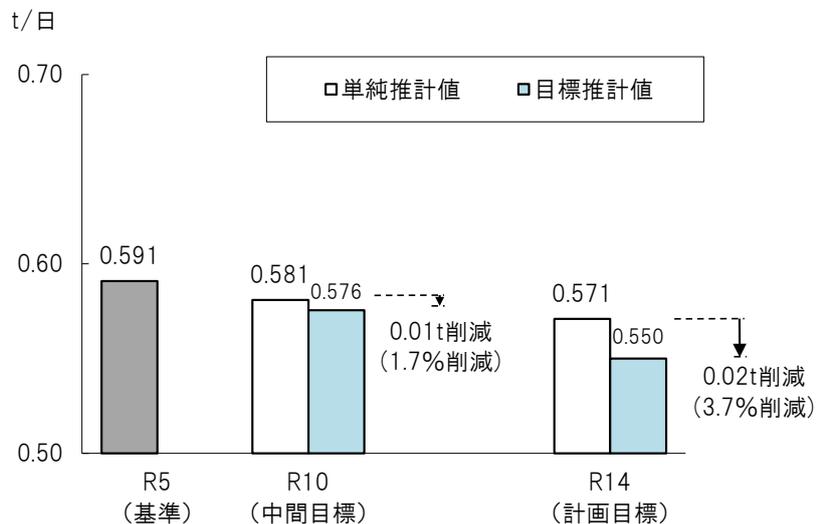
【 ごみ排出量(許可資源ごみ量除く) 】



【 家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く) 】



【 事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く) 】



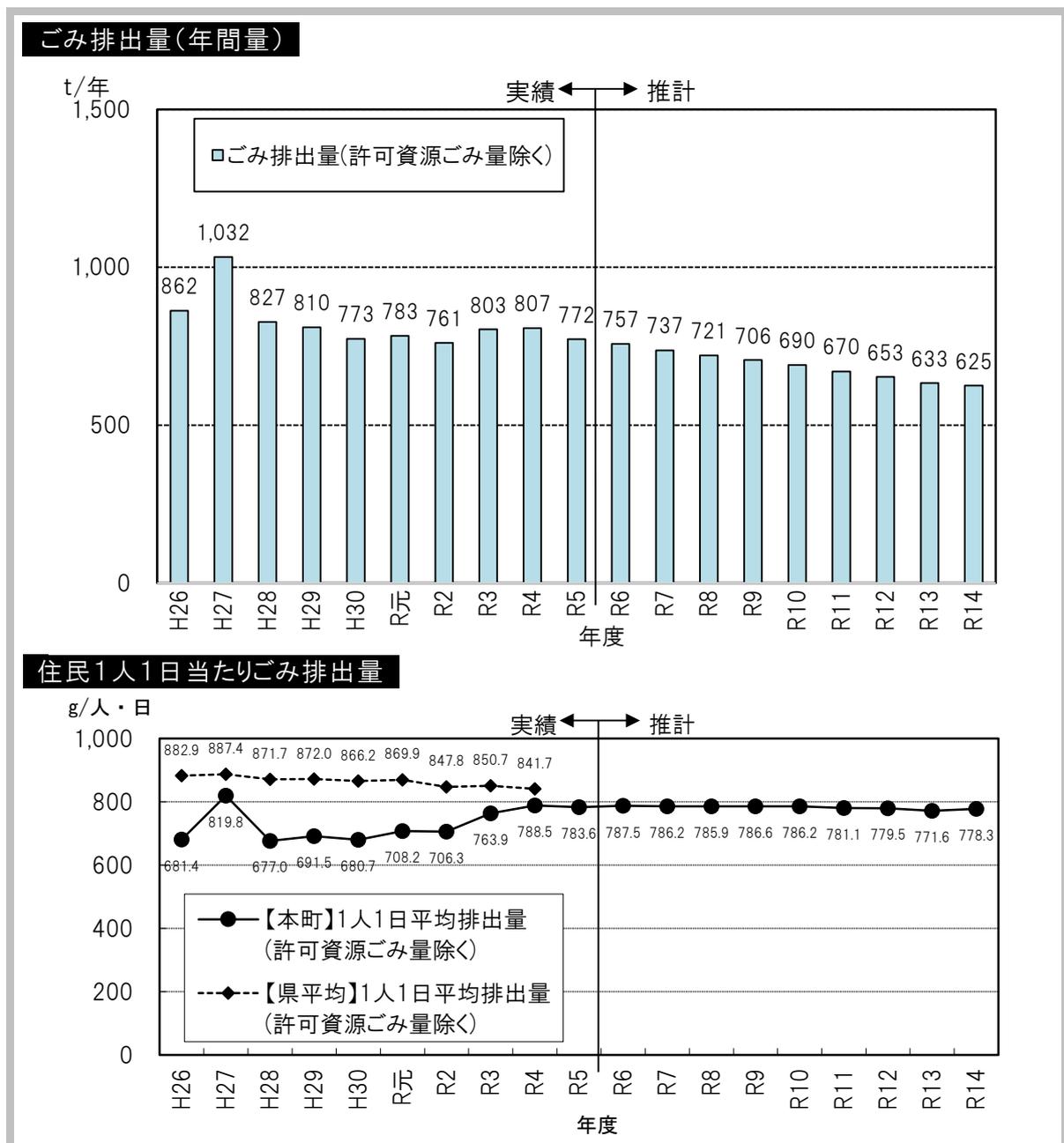
②減量目標値を達成した場合のごみ排出量

a)ごみ排出量

減量目標値を達成した場合のごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、令和10年度690t、令和14年度625tとなる見込みです。

住民1人1日当たりごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、令和10年度786.2g、令和14年度778.3gとなる見込みです。

図表3-24 ごみ排出量の目標推計(家庭系・事業系)

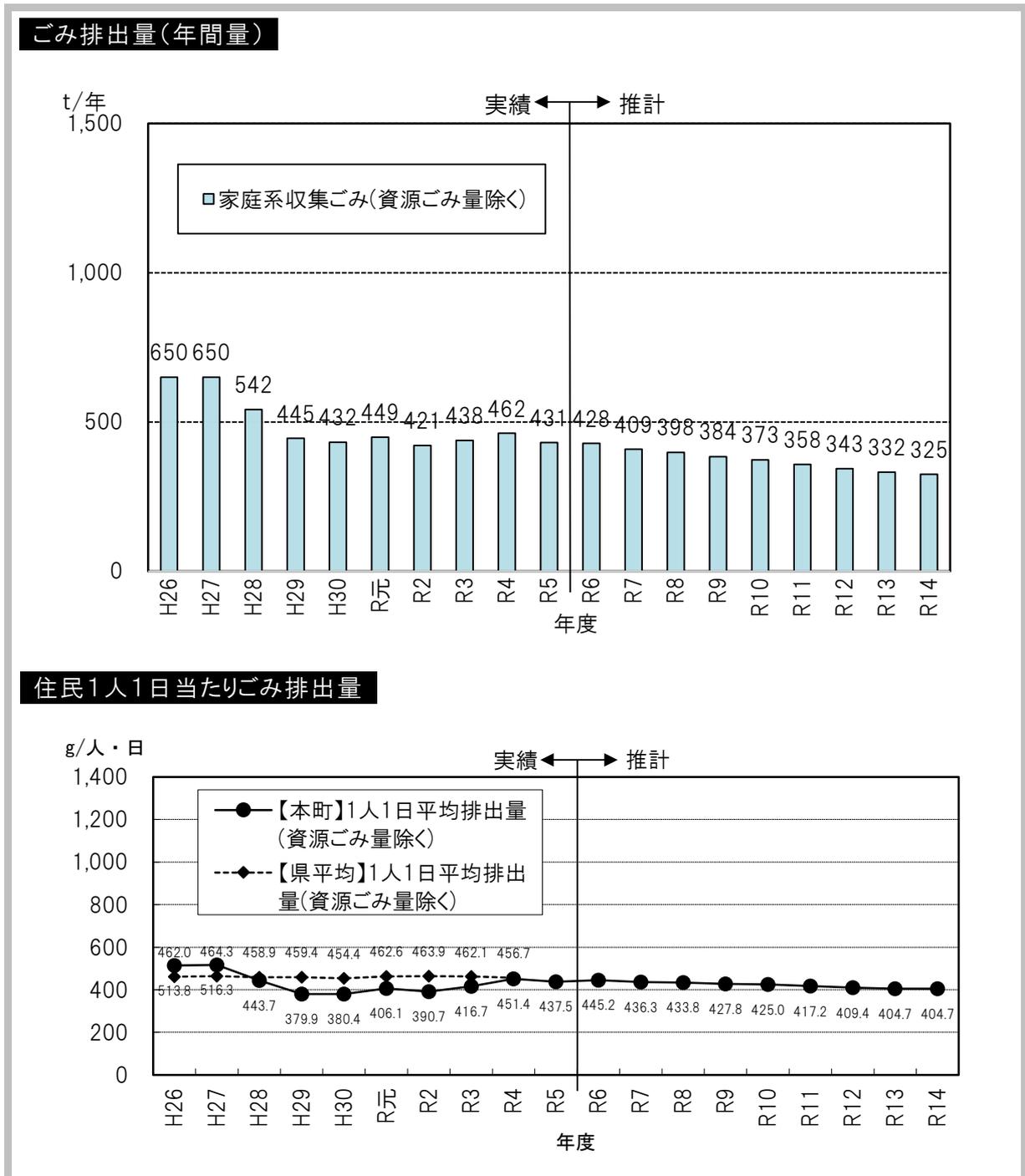


b)家庭系収集ごみ排出量

減量目標値を達成した場合の家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和10年度373t、令和14年度325tとなる見込みです。

住民1人1日当たり家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和10年度425.0g、令和14年度404.7gとなる見込みです。

図表3-25 家庭系収集ごみ排出量の目標推計

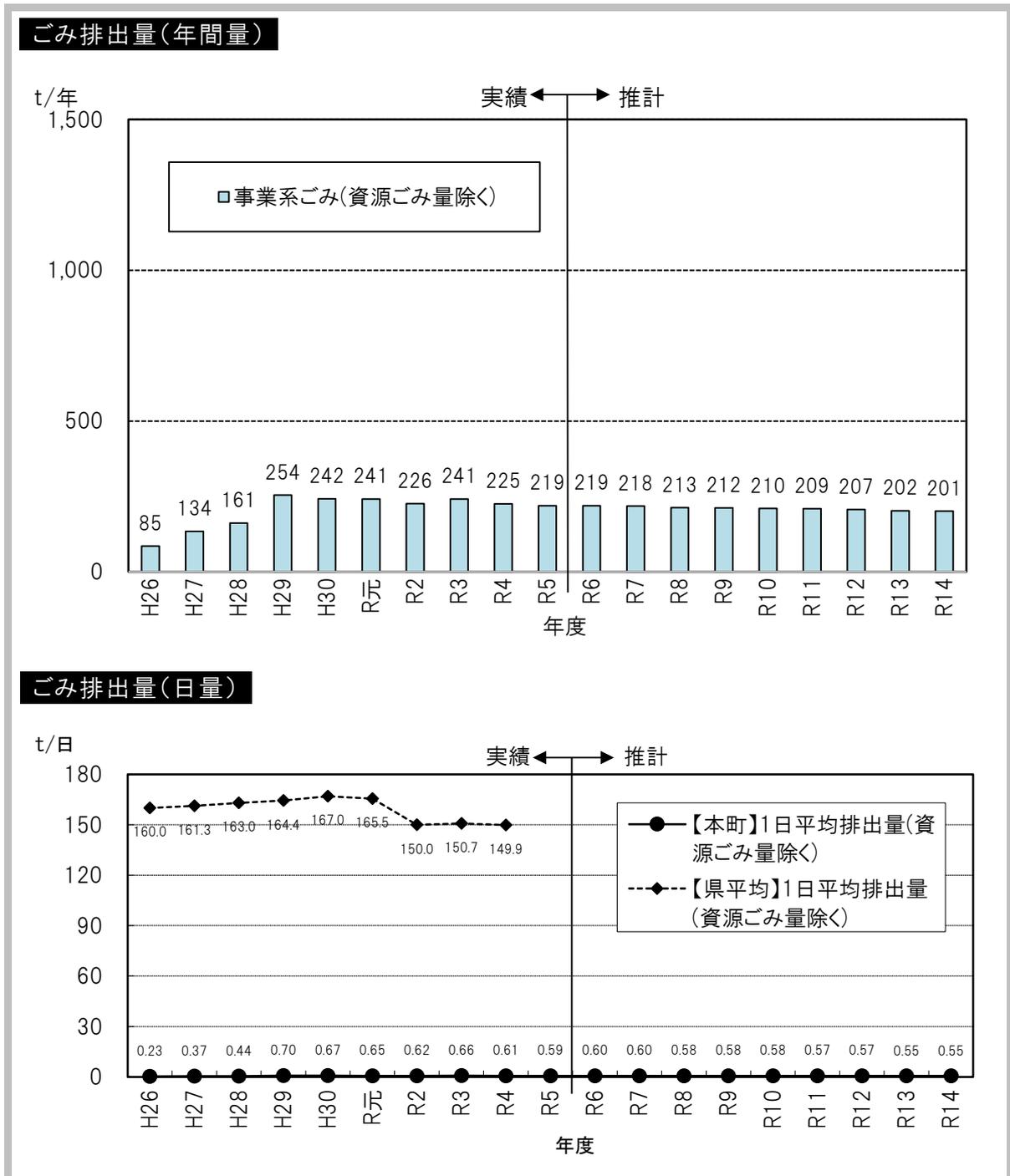


c)事業系ごみ排出量

減量目標値を達成した場合の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和10年度210t、令和14年度201tとなる見込みです。

1日の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和10年度0.58t、令和14年度において0.55tとなる見込みです。

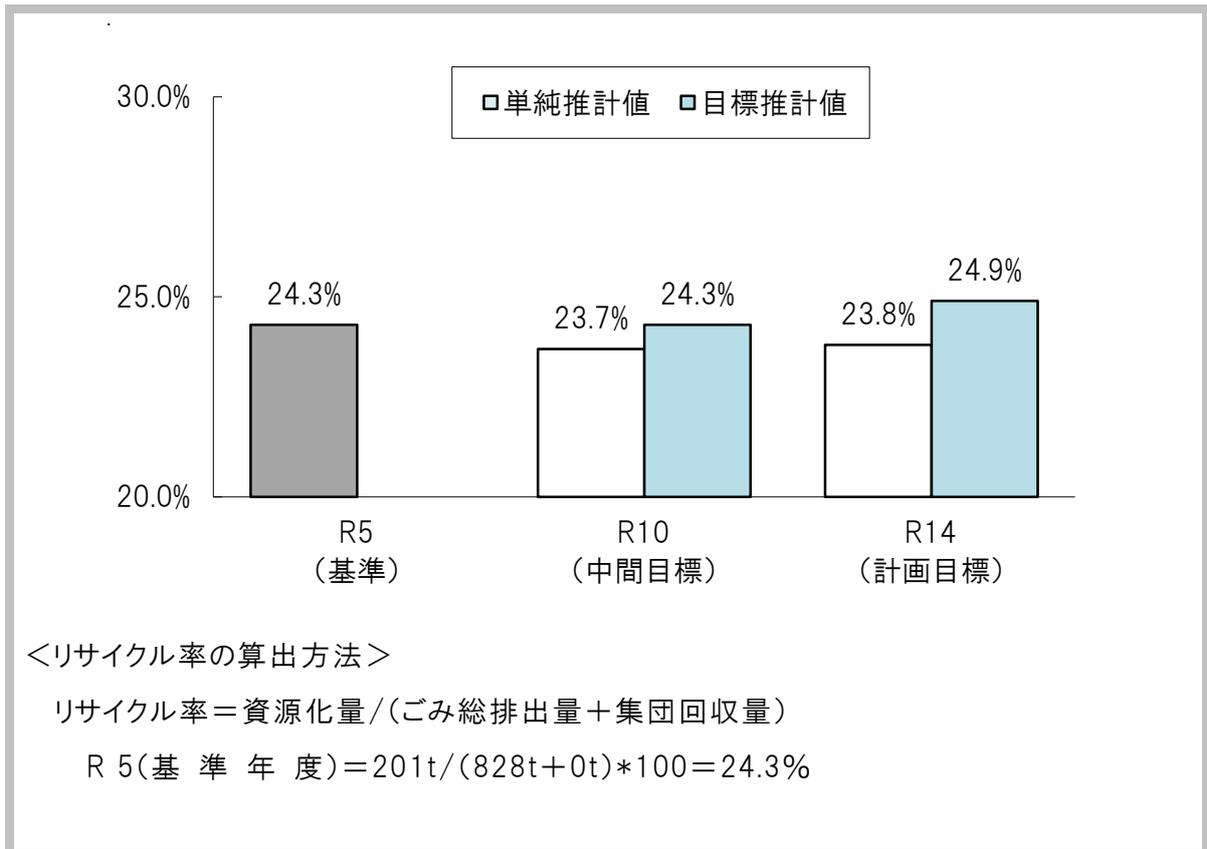
図表3-26 事業系ごみ排出量の目標推計



④減量目標値を達成した場合のリサイクル率

基準年度である令和5年度のリサイクル率は24.3%です。過去の実績を踏まえて単純に推計しますと、令和14年度23.8%へ減少しますが、可燃ごみとして排出されている古紙や雑がみを資源物として回収し資源化量を増加させることで、令和10年度24.3%、令和14年度24.9%になることを見込みます。

図表3-27 リサイクル率の目標推計

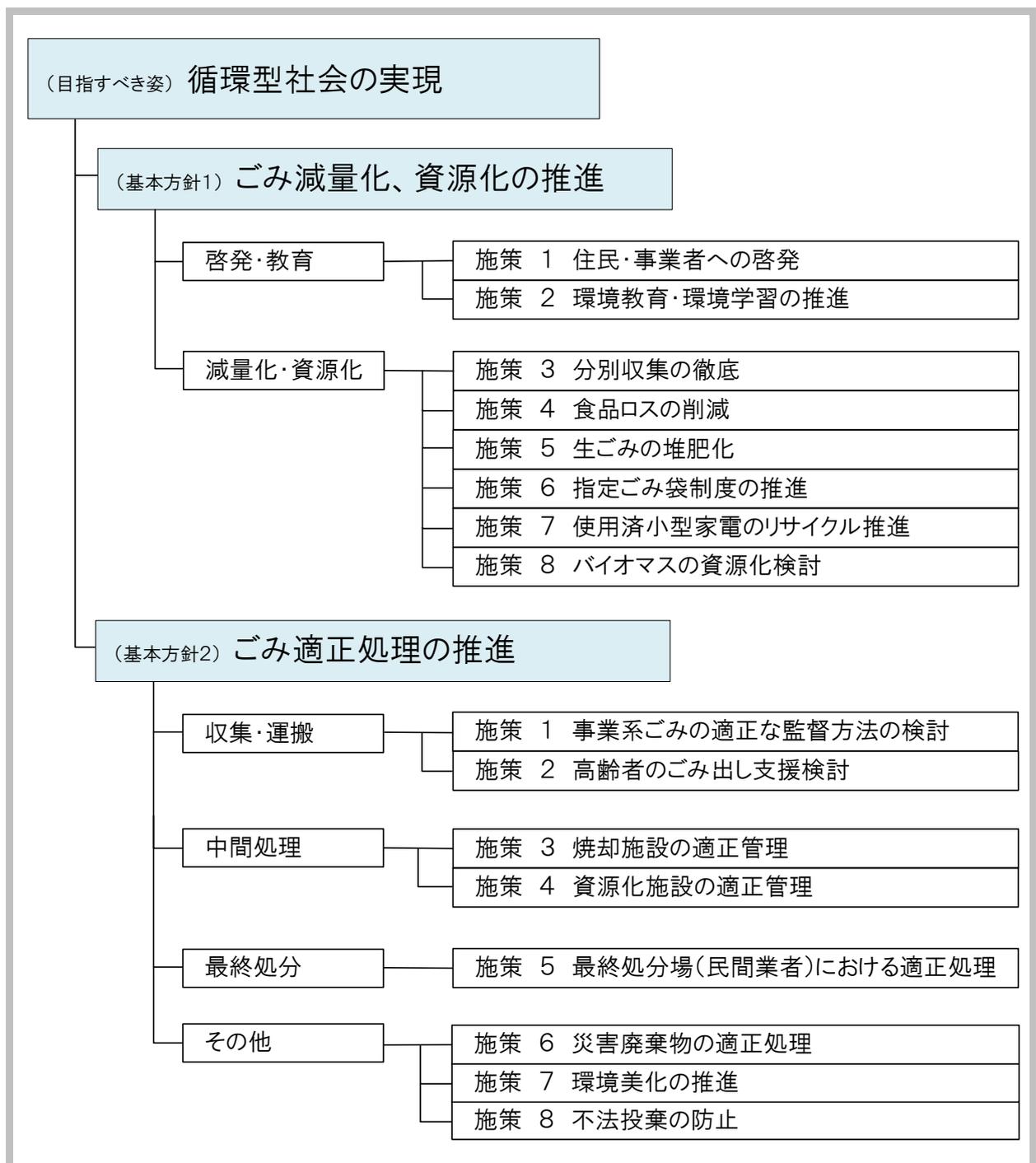


3. 計画の体系

計画の体系は以下のとおりです。

目指すべき姿は「循環型社会の実現」、基本方針は「ごみ減量化、資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」とします。「ごみの減量化、資源化の推進」は、啓発・教育及び減量化・資源化に関する施策を実施します。「ごみ適正処理の推進」は、収集・運搬、中間処理、最終処分及びその他に関する施策を実施します。

◆図表3-28 計画の体系



4. 具体的な施策

(基本方針1) ごみの減量化、資源化の推進

施策1	住民・事業者への啓発	【啓発・教育】
-----	------------	---------

ごみの減量化・資源化を推進するためには、行政が取組みを進めるだけでなく、住民・事業者の協力が不可欠です。現在、住民・事業者の意識向上と取組みしやすい環境づくりを進めるため、町のホームページや広報にごみの分別やリサイクル等に関する記事を掲載しています。より多くの住民、事業者の理解を深めていくため、今後も啓発活動を継続していくことが必要です。

【町のホームページ】

The screenshot shows the homepage of Hino Town. The main navigation bar includes 'Home', 'Life', 'Introduction', 'Tourism Site', 'Event Calendar', and 'All Courses'. The 'Waste' section is highlighted in the left sidebar. The main content area displays 'Waste' with a link to 'List of General Waste Treatment Businesses (as of April 1, 2024)', a 'Waste Collection Calendar for FY2024 (Period: April 1, 2024 ~ March 31, 2025)', and a list of collection areas with their respective calendars.

【広報ひの】

The screenshot shows a page from the 'Hino' newsletter. The main headline is 'Please cooperate with waste separation'. It features several sections: 'Please separate PET bottles correctly!', 'When recycling plastic bottles, please use the designated collection points', and 'Please separate and recycle properly'. There are images of PET bottles and recycling bins, along with a QR code for more information.

<h3>施策の方向</h3> <p>町のホームページ、広報ひのを活用して定期的な情報発信を行います。</p>
--

施策2 環境教育・環境学習の推進 【啓発・教育】

ごみの減量化・資源化のためには、環境教育・環境学習の推進が重要です。県の事業の活用も視野に入れながら、住民、事業者への情報発信を行い、人材育成に努める必要があります。

【 令和6年度 鳥取県出前説明会テーマ(抜粋) 】

テーマ	説明の内容
廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組み	食品ロス(食べ残し、手付かず食品)やプラスチックごみ等の削減・リサイクルに向けた取組等について
不法投棄の防止に向けた取組み	県内の不法投棄の現状・課題、不法投棄防止に向けた取組みについて

出典：鳥取県ホームページより

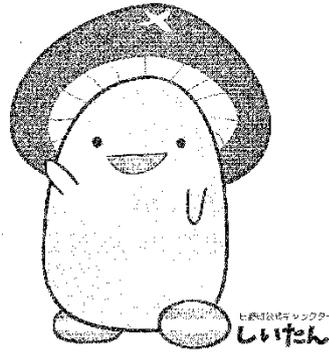
施策の方向
 県が実施する出前説明会の活用も視野に、幅広く住民に周知するための情報発信を実施します。

施策3 分別収集の徹底 【減量化・資源化】

資源品を効率よく再資源化するためには住民、事業者の分別徹底が不可欠です。「ごみ収集カレンダー」、「ごみの分け方・出し方」を作成し、ホームページへ掲載するなど、住民への分別周知を図っていますが、ごみ処理施設に搬入されるごみの中には、十分に分別されていないものも見受けられるため、継続した啓発活動を実施し、現状の分別精度を維持・向上する必要があります。

【 ごみの分け方・出し方 】

家庭ごみの分け方 出し方 保存版



日野町
 お問い合わせ先 建設水道課 電話72-0350

【 ごみ収集カレンダー 】

日野町ごみ収集カレンダー 令和6年(2024年) 火・金曜日地区版 卯月 April

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3 古紙	4	5 可燃 廃油	6
7	8	9 可燃	10 不燃	11	12 可燃 軟プラ	13 くだりの森 持込8:30~11:00 可燃のみ
14	15	16 可燃	17 資源	18	19 可燃 蛍光管 電池	20
21	22	23 可燃	24 軟プラ 布畳	25	26 可燃	27 くだりの森 持込8:30~11:00 可燃のみ
28	29 昭和の日 収集休み	30 可燃全地区	■日野町では、一般家庭の廃材(ゴミ)を回収し、自治体から回収して処分されています。 資源の再公共利用に協力ください。回収月は4月・8月・10月・12月は別の収集日です。 詳しくはカレンダーをご覧ください。			

★新しい取組★
 ■お型紙(携帯電話、デジタルカメラなど)には、紙、アルミ、金、銀、銅やレアメタルなど、有用な成分が多く含まれる一方で、鉛や水銀が有害な成分として含まれる場合があります。資源再利用率を高めるため、お型紙を資源として回収する取り組みをスタートします。詳しくは、最新の「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

●指定集・シールについて
 町民のごみ袋やシール貼付、町民のゴミ袋やシール貼付、町民のゴミ袋やシール貼付でも適用されています。
 ※1枚、14ページの紙類は、紙一紙に回収ください。

施策の方向
 ごみ収集カレンダーなどの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。

施策4	食品ロスの削減	【減量化・資源化】
-----	---------	-----------

食品ロスは、家庭で賞味期限が切れた食材や、飲食店での食べ残し料理など、本来食べられるはずの食品が、さまざまな理由で廃棄されることを指し、環境負荷や資源の無駄遣い、世界的な食料不足の観点から、社会問題となっています。食品ロスを削減するため、食材の使い切り、料理の食べきり、生ごみの水キリが求められています。

【 3キリ運動 】

<p>食材を使い切り</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 買い物前に冷蔵庫をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 残っている食材から使う <input checked="" type="checkbox"/> 必要な分量だけ買う <input checked="" type="checkbox"/> 皮を厚くむきすぎない <input checked="" type="checkbox"/> 捨てていた部分も調理に 	<p>料理を食べきり</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 食べきれ的分だけ作る <input checked="" type="checkbox"/> 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に <input checked="" type="checkbox"/> 食事はハーフサイズ*や小盛等食べきれる量を注文 	<p>生ごみの水キリ</p>  <p>捨てる前にギュツとひと絞り！</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 軽くなってごみ出しも楽ちん <input checked="" type="checkbox"/> 水が出ず持ち出し場も清潔
--	--	--

施策の方向

家庭、外食時における食品ロス削減の啓発を行います。

施策5	生ごみの堆肥化	【減量化・資源化】
-----	---------	-----------

本町は、生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機(バイオ式、電気式)を購入した住民に対して、購入額の補助を実施しています。令和5年度より、対象に電気式を追加し、補助上限額を2万円に見直し、補助実績数は6件ありました。ごみの減量化・資源化を推進するためには、今後も一般家庭へ生ごみ処理機器を普及することが必要です。

【 生ごみ処理機に関する補助事業の概要 】

対象	生ごみ処理機(バイオ式、電気式)の購入者 ※R5より電気式を追加
補助率	1/4
補助上限額	補助上限額2万円(対象費8万円) ※R5より上限額1万円から2万円へ
補助実績数/金額	6件/74,640円(令和5年度)

施策の方向

生ごみ処理機の購入者を支援し、生ごみの堆肥化等の推進を図ります。

施策6	指定ごみ袋制度の推進	【減量化・資源化】
-----	------------	-----------

本町は、指定ごみ袋制度を導入しています。今後も、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討する必要があります。

【ごみ袋等の料金】

種類	販売枚数	金額
可燃ごみ袋(大)45ℓ	1袋 10 枚入	500 円
可燃ごみ袋(小)20ℓ	1袋 10 枚入	400 円
共通袋	1袋 10 枚入	500 円
廃乾電池回収袋	1枚	50 円
粗大シール	1セット 3 枚入	600 円
小物シール	1セット 10 枚入	500 円
古紙シール	1袋 10 枚入	500 円

施策の方向
ごみ処理手数料に関する調査・検討を行います。

施策7	使用済小型家電のリサイクル推進	【減量化・資源化】
-----	-----------------	-----------

デジタルカメラや携帯電話、オーディオプレーヤーなどの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用な資源が含まれています。本町では、日野町役場及び黒坂支所の2か所に使用済小型家電回収ボックスを設置しており、今後も設置を継続することで、資源化を推進する必要があります。



施策の方向
使用済小型家電回収ボックス設置済の箇所を維持します。

施策8	バイオマスの資源化検討	【減量化・資源化】
-----	-------------	-----------

バイオマスは、再生可能な生物由来の有機性資源として注目されています。可燃ごみの中には、再生可能な食品廃棄物や木材等が含まれており、その利活用を検討する必要があります。

施策の方向
既に実施している地域での取り組み状況や資源化技術の動向等について調査研究し、実施可能性を検討します。

(基本方針2) ごみ適正処理の推進

施策1	事業系ごみの適正な監督方法の検討	【収集・運搬】
-----	------------------	---------

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

本町の事業系ごみは、家庭系ごみを合わせた全体の約3割を占めています。ごみ処理施設への搬入は、事業者自らが行うか、町が許可する収集運搬許可業者により行われていることから、事業者自らによるごみの減量化・資源化の指導等を検討する必要があります。

施策の方向
排出量の多い事業者には、ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの協力依頼を検討します。

施策2	高齢者のごみ出し支援検討	【収集・運搬】
-----	--------------	---------

高齢化社会の進行により、日常生活に支援が必要な高齢者等が増加しています。現在、社会福祉協議会と連携して、ごみ出しに関するサービスの在り方について調査・検討を行っており、今後は、高齢者等の実情に合った支援制度の構築を目指す必要があります。

施策の方向
ごみ出しが大きな負担となっている高齢者等を対象とした支援制度を検討します。

施策3	焼却施設の適正管理	【中間処理】
-----	-----------	--------

日野町江府町日南町衛生施設組合(クリーンセンターくぬぎの森)では、本町、江府町及び日南町で排出された可燃ごみを処理しています。

西部圏域では、令和14年度から広域化による施設の集約化を目指しており、供用開始まで、現行施設の適正管理を図る必要があります。

施策の方向		
日野町江府町日南町衛生施設組合と連携して適正な維持管理を行います。		

施策4	資源化施設の適正管理	【中間処理】
-----	------------	--------

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザでは、西部圏域で排出された資源ごみ、不燃ごみを処理しています。

今後も継続して鳥取県西部広域行政管理組合と連携した適正な維持管理を図る必要があります。

施策の方向		
鳥取県西部広域行政管理組合と連携して適正な維持管理を行います。		

施策5	最終処分場(民間業者)における適正処理	【最終処分】
-----	---------------------	--------

本町では、ごみ処理を行っている鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザから排出される不燃物残渣を環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場に埋立処分しています。

令和14年度からのごみ処理施設の集約化と併せ、最終処分場についても整備予定であり、最終処分量のさらなる減量化に努める必要があります。

施策の方向		
適切に分別されるように、住民・事業者への啓発を行います。		

施策6	災害廃棄物の適正処理	【その他】
-----	------------	-------

東日本大震災等を踏まえ、平時から、災害時への対応を準備しておくことが求められています。災害時は状況に応じて、県、近隣市町村、関係業者などに対して応援要請が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことが重要です。

本町では、災害廃棄物の適正処理等を示した「災害廃棄物処理基本計画」を、令和7年3月に策定しました。今後は、この計画の周知を図る必要があります。

施策の方向	
災害廃棄物処理基本計画の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。	

施策7	環境美化の推進	【その他】
-----	---------	-------

ごみのない快適なまちづくりを推進するため、本町では、毎年9月から11月にかけて「全町一斉クリーン作戦」を実施しています。地域内の河川、側溝、道路等の清掃について、各自治会のご協力により、令和3年度692人、令和4年度809人、令和5年度603人の参加者がありました。今後も環境美化をより促進するため、支援の充実、関係者の連携強化を図る必要があります。

施策の方向	
クリーン作戦を継続し、関係者との連携を強化します。	

施策8	不法投棄の防止	【その他】
-----	---------	-------

ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロール、看板の設置など、関係機関と連携した監視を実施しています。

不法投棄をより少なくするため、現在実施していることを継続するとともに、関係機関との協力体制の強化を図る必要があります。

施策の方向	
不法投棄監視パトロールを実施します。 ホームページ、広報ひの、啓発看板の設置などによる不法投棄防止を啓発します。	

第4章 計画の進行管理

本計画では、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)を行うPDCAサイクルの概念を利用し、計画の進行管理を行うものとします。

図表4-1 PDCAサイクルのイメージ

